

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和3年9月15日(水) 午前10時00分
会 場 議場

委 員 9名
藤 田 尚 美
池 辺 己実夫
黒 木 のぶ子
石 原 幸 雄
柳 井 哲 也
守 屋 常 雄
山 本 伸 子
北 島 登
加 川 裕 美

説明員	市 長	根 本 洋 治
	監 査 委 員	早 川 広 行
	副 市 長	滝 本 昌 司
	教 育 長	染 谷 郁 夫
	市 長 公 室 長	滝 本 仁
	経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳
	総 務 部 長	植 田 裕
	市 民 部 長	小 川 茂 生
	保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
	環 境 経 済 部 長	山 岡 孝
	建 設 部 長	長 谷 川 啓 一
	教 育 部 長	吉 田 茂 男
	議 会 事 務 局 長	野 口 克 己
	会 計 管 理 者	飯 島 希 美
	秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	柳 田 敏 昭
	創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	椎 名 弘 文
	財 政 課 長	糸 賀 修

総務部次長兼人事課長
総務課長
管財課長
契約検査課長
税務課長
収納課長
市民部次長兼市民活動課長
総合窓口課長
システム管理課長
地域安全課長
防災課長
教育委員会次長兼学校教育課長
教育委員会次長兼生涯学習課長
教育企画課長
指導課長
文化芸術課長
スポーツ推進課長
中央図書館長
保健福祉部次長
社会福祉課長
こども家庭課長補佐
保育課長
高齢福祉課長
健康づくり推進課長
医療年金課長
環境経済部次長兼商工観光課長
環境政策課長
廃棄物対策課長
農業政策課長
建設部次長兼都市計画課長
建設部次長兼下水道課長
空家対策課長
建築住宅課長
道路整備課長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

二野屏 公 司
橋 本 円
岩 瀬 義 幸
門 倉 史 明
晝 田 典 義
大和田 伸 一
栗 山 裕 一
川真田 智 子
斎 藤 正 浩
榎 本 友 好
中 澤 久
川真田 英 行
大 里 明 子
吉 田 充 生
市 村 毅
糸 賀 珠 絵
高 橋 頼 輝
関 達 彦
飯 野 喜 行
石 塚 悟
長 江 弘 美
橋 本 早 苗
宮 本 史 朗
渡 辺 恭 子
石 野 尚 生
大 徳 通 夫
横 瀬 幸 子
木 村 光 裕
神 戸 千 夏
藤 木 光 二
野 島 正 弘
柴 田 賢 治
高 野 裕 行
加 藤 大 典
結 速 武 史
本 多 聡

庶務議事課長

飯田晴男

書 記

〃

〃

宮田修

椎名紗央里

田上洋子

令和3年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

付託案件名 認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
9月15日(水) 午前10時～ 議場	環境経済部 農業委員会事務局 監査委員・事務局	令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・環境経済部等所管の歳入 ・環境経済部等所管の歳出 (令和2年度課別事務事業一覧参照)
	建設部 監査委員・事務局	令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・建設部所管の歳入 ・建設部所管の歳出 (令和2年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部 監査委員・事務局	・令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和2年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
	環境経済部 建設部 監査委員・事務局	・令和2年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算 ・令和2年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算

午前9時57分開会

○藤田委員長 おはようございます。

これより前回に引き続き決算特別委員会を開きます。

ここで執行部より発言が求められておりますので、これを許します。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課、石塚です。よろしく申し上げます。

昨日の決算特別委員会におきまして、加川委員の特別障害者手当についての御質問に対する答弁の中で一部修正と追加の答弁がございます。

答弁の中で、令和2年度の特別障害者手当の申請者数5名のうち、不支給2名の方の理由を所得制限によるものと答弁してしまいましたが、身体状況の理由により受給要件を満たさないということでした。大変失礼しました。訂正をお願いしたいと思います。

また、受給決定者3名の方の年代別の構成はどうかという質問に対しまして、昨日、手元資料がなくてお示しできませんでしたのでお答えしたいと思います。受給決定者3名の方の年齢構成は、20代が1名、40代が1名、70代が1名という年代となっております。

以上です。

○藤田委員長 認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、環境経済部等所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 おはようございます。環境経済部の山岡です。よろしくお願ひいたします。

環境経済部の令和2年度の決算概要につきまして御説明させていただきます。

歳出予算現額26億4,846万8,000円に対し、執行額は25億4,153万9,380円で、執行率は96%でありました。前年度決算額と比較しまして、予算現額で5億8,144万円、執行額で5億9,168万円の減となりましたが、減額の主な理由としましてはクリーンセンター焼却施設の延命化工事が令和元年度において完了したことによるものでございます。これらの事業を執行するため、国庫補助金、県補助金、使用料及び手数料、繰入金などの歳入総額は7億7,032万円でございます。

次に、各課における決算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、環境政策課でございますが、歳入につきましては国庫補助金、県補助金などで、歳入総額は4,626万円となっております。歳出につきましては、予算現額1億8,551万円に対し、1億7,707万円を執行いたしました。執行率は95.5%となります。前年度比920万円の減となりましたが、主な理由といたしましては前年度においてつつじが丘保育園の除染土埋設工事を実施したことによるものでございます。

主な事業でございますが、水質浄化対策として合併浄化槽設置補助やうしくあみ斎場運営負担金、BDF・ペレット製造委託等、バイオマスタウン構想の運用など環境衛生費に1億6,029万円、自動車騒音、振動や河川水質調査など公害対策費に868万円を支出いたしました。

次に、廃棄物対策課でございますが、歳入総額は2億4,199万円で、主な歳入はじんかい処理手数料1億4,283万円、回収資源等売りさばき料9,130万円などでございます。歳出につきましては、予算現額12億6,899万円に対し、12億1,028万円を支出し、執行率は95.4%となります。前年度比5億8,891万円の減となりましたが、先ほども御説明いたしましたが、クリーンセンター焼却施設の延命化工事が令和元年度において完了したことによるものでございます。

主な事業でございますが、ごみ収集運搬経費、クリーンセンターの維持管理費、焼却灰の処分などのじんかい処理費として10億6,459万円、し尿の収集や処理のため、し尿処理費として1億2,564万円を支出いたしました。

次に、農業政策課につきましては、歳入総額は3,616万円で、主な歳入は県補助金1,626万円、森林環境譲与税830万円などでございます。歳出につきましては、予算現額1億287万円に対し、9,409万円を支出し、執行率は91.5%となります。前年度比4,307万円の減となりましたが、主な理由としましては、前年度においてJA水郷つくば牛久宮農経済センターに増設された大根洗浄機の導入経費の補助を行ったことによるものでございます。

主な事業でございますが、新規就農者やJA各部会に対する青果物等集荷用梱包箱などへの補助や農地中間管理事業の推進など農業振興費に5,854万円、各土地改良区に対する運営補助や施設管理補助など農地費に2,204万円を支出いたしました。

次に、商工観光課につきましては、歳入総額は4億4,261万円で、主な歳入は県補助金8,808万円、企業誘致奨励金交付に係る基金繰入金3億3,593万円などでございます。歳出につきましては、予算現額10億9,108万円に対し、10億4,739万円を支出し、執行率は96%となります。前年度比4,920万円の増となりましたが、主な理由としましては、市内事業者に対して新型コロナウイルス感染症対策補助などを行ったことによるものでございます。

主な事業でございますが、今御説明いたしました市内事業者に対する新型コロナウイルス感染防止対策補助金、取扱店舗負担分補填を含めたハートフル券事業補助金、企業誘致条例による奨励金など商工業振興費に10億650万円を支出いたしました。

最後に、農業委員会となりますが、歳入総額は328万円で、県補助金297万円、受託事業収入31万円でございます。歳出につきましては、予算現額1,322万円に対し、1,270万円を支出し、執行率は96.1%でございます。

主な事業でございますが、継続事業として月2回の農地パトロールを実施し、無断転用の防止及び優良農地の確保に取り組んでおります。

以上が環境経済部各課における決算の概要でございます。

○藤田委員長 環境経済部等所管について、質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いたします。

まず3問、私のほうから御質問いたします。

ページ数で278ページ、農業政策課のものになります。0104の「農業用廃ビニールやポ

リを回収し、リサイクルする」という中で負担金として農業用廃プラスチック収集事業277万円とあるんですが、予算より大分増額になっているように見受けました。この事業のまず内容をお伺いしたいと思います。そして、増額になった理由ですね、そこをお伺いしたいと思います。

それから、商工観光のほうです。288ページですね。今も部長のほうからるる御答弁がありました中小企業に資金融資の助成をするということで様々な商工観光、商工会ですか、に関しての補助金があったと思います。その中で62ページ、成果の書類、これを見ますと詳しく件数なども載っているんですが、まずその中で例の50万円上限の感染対策に関する補助金ですね。これが当初の予算では200件を想定して1億円という予算を組んでいたところが、結果的には878件、そして3億3,000万円になったということで、この辺の予算の見通しというところがこれほど多くなったというところをどう捉えていらっしゃるかというところをお伺いしたいと思います。

この補助金なんですけれども、当初、国か県から2分の1とおっしゃっていたように思うんですが、決算書を見ますと8,800万円しかちょっと私は見つけられなかったので、2分の1にはならないのか、その残りの分は財源の持ち出しになるのかというところをお伺いしたいと思います。

そして、逆にこの事業者支援金というものに関しては、当初、予算では9,000万円を組んでいて450件という予算であったと思いますが、こちらは逆に結果として238件、4,700万円、半数という結果になりました。この理由は何だったのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、同じく商工観光課で292ページの0107「うしく菊まつりを支援する」という事業です。実行委員会の補助金ですね。前回とこれは同じ金額になっているんですが、たしか令和2年度はいつものWaiワイまつりでしたっけ、あれがなかったことで牛久シャトーのバーベキューガーデンというんですかね、あそこで行われたと思います。なので、規模もかなり通常とは小さく、期間に関してはちょっとよく分からないんですが、そういう意味でのテント数なども随分少なかったと思いますが、それに対して補助金は同じ金額になっているのですが、その辺の事情をお伺いしたいと思います。

以上、3件です。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。ただいまの山本委員の御質問にお答えいたします。

農業用廃ビニールやポリを回収し、リサイクルすると。この事業なんですけれども、農業においては各農家さん、農業にビニールやポリエチレンを使用しております。昔は自宅敷地内で燃やしてしまったりとか、林を持っていてそこに置いてあったりとか、そういった不法投棄とまでは言わないですけども、そういった形で処理をしている方も多かったんですけども、もちろん環境的な問題もありますし、事業ごみとしてきちんと出してもらうということでこの事業が始まったものです。

現在は農業用ビニール、農業用ポリエチレン、どちらも数量的には同じぐらい出ているんですけども、これをどう回収するかということで、今までは登録者、農業者に登録料を払っていただきまして市のほうで処理費を負担しておりました。それが昨年度、令和2年度になります。

こちら、処理費なんですけれども、もともとは海外のほうに出してしまっていて、中国のほうで主に処理をしていました。処理費が非常に安かったということもあり、負担も少なくて処理できたんですけども、昨年度途中から急遽、海外への持ち出しができないということで、向こうのほうで受入れをしないということになりまして、国内処理をしなければいけないということで価格が、人件費等もありますし、処理費の問題もありまして、急遽、高騰したもので、それで金額が急激に予算より増額しているものです。

単価としては、令和元年度ですと大体、農ビで11円前後、農ポリで30円ぐらいだったんですけども、令和2年度はどちらも60円弱ぐらいまで値上がりしてしまっていて、前年比でいうと50円弱から30円ぐらい値上がりしてしまったというのが現状です。

今年度につきましては、2回に分けて収集しているんですけども、こちらに関しましては上期は市のほうで今までどおり負担するということで実施をしております。ただし、もう周知をしておりますので、後半に関しては農家さん負担ということで実施をしていきます。これは近隣市町村と協議をして、近隣市町村の金額とも兼ね合いを見ながら実施しているものです。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大徳でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま事業者支援の件で、この中で質問が3つあったかと思うんですけども、ちょっと順番が違ってもしよろしいでしょうか。

まず、事業者支援金ですね。450件で9,000万円の予算を取っていたもの、これに対して、予算に対して約半分の238件、4,760万円ということなんですけれども、非常にこれは想定するのが難しかったんですけども、最初、想定としましてはセーフティーネットの融資というのがありまして、そこで融資で書類が上がってきまして、その中でどのぐらいの減収率かというのを見て450件という数字をはじき出したんですけども、結果として約半数になってしまったということで、こちらの補助金、30%以上50%未満が対象の補助金なんですけれども、50%以上減収になっている企業が多く、国の持続化給付金ですか、そちらを受けた事業所が多かったのかなというような、推測ではあるんですけども、そういったように考えております。

質問1番目に戻りまして、逆に今度200件、1億円の事業に対して878件ということなんですけれども、こちらは件数の想定するときにはこの事業者支援金の238件というのが先に動いてしまっていて、件数の想定というのも200件ぐらいかなというような想定をしたんですが、それで200件の50万円で1億円というような予算を取ったんですが、大きく上回ったという878件という結果になったんですけども、事業者がコロナ対策に非常に高い関心を持っていた

いて、コロナ対策でパーティションですとか空気清浄機とかというもの、上限50万円までの交付をしてもらえるとということで、事業の継続ですとか、生き残りをかけてと言う言い方が変かもしれないんですけども、活用していただいた結果だと考えております。大変意義のある補助金ではなかったのかなと思っているところです。

決算額については予算を大きく上回っておりまして、希望する事業者全てに支援したいという思いから、流用ですとか、年度最終日の3月31日に臨時議会を開かせていただきまして1億円を補正して、補正予算につきまして議員全員の賛成をいただきましてやり切ることができたということに非常に感謝をしております。ありがとうございました。

次は補助金の関係、国、県の補助金ですね。今の県の補助金8,800万円というのが2分の1なんですけれども、実際2分の1は結果としては入っていないんですけれども、こちら、実はこの補助金につきましては、県から各市町村に配分があったんです。配分がありまして、牛久市は7,808万円という額の配分がありまして、事業者支援に使うということであったんですけれども、結局このコロナ対策補助金はかなり予算オーバーしてしまって、県のほうに交渉してほかのところではほかの市町村で余っているところもありましたので、その1,000万円を回していただいて結果的に8,800万円になったというような経緯がございます。

コロナ対策事業者支援で見ますと、トータルでおおよそ4億2,000万円の経費というか、支出をしまして、そのうち国の地方創生のコロナ対策臨時交付金、こちらは政策企画課の所管になるかと思うんですけれども、これが1億8,000万円程度充てていただいて、県の補助金が8,800万円、残り1億6,000万円については一般財源の持ち出しというような形になっております。

以上でございます。

失礼いたしました。菊まつりです。すみません。菊まつりの実行委員会の補助金ということなんですけれども、昨年度は菊まつり自体も実行委員会としては中止ということで決定はしていたんですけれども、菊花会がキクを熱心に育てていて、ぜひそれを披露する機会をいただきたいということで、先ほどありましたが、牛久シャトーのバーベキューガーデンを使って開催いたしております。

180万円の補助金なんですけれども、規模的には通常の3分の1程度です。テントの数が毎年25張りぐらい張っていたんですけれども、昨年度は8張り、約3分の1だったんですが、そのテントのリース料というのはそんなに高くはなくて、やっぱり設営とか、そういった運搬ですとか、そういった経費にお金がかかりますので、規模を小さくしたんですけれども、そんなに大きく減った、3分の1に減るということではなくて、180万円の内訳を申し上げますと、120万円がそのテントの設営ですとか、一部コロナ対策をした部分もありますので、それで120万円、60万円については牛久シャトーに土地をお借りしてやりましたので、謝礼という形でお支払いをしています。それで180万円になると思います。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

農業のほうですけれども、それでは農家の方が自己負担になるということは御了承いただいているということで、じゃあ令和3年度からはこれは、補助金自体の金額は変わらないんですね。ちょっとそこら辺が分からないので教えていただきたいと思います。農家の負担になれば市の持ち出しは少なくなるという理解でいいのかということですね。

それから、中小企業のその融資なんですけれども、実際この感染防止対策、上限50万円ということで申請した事業者さん、どういう関係の方が多かったのかとか、その内容が分かれば教えていただきたいのと、実際この買われたものは空気清浄機とかエアコンなんかもあったと思いますが、そういう機器はどういったものが多かったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この288ページを見ますと予備費より、そうですね、いいです。ごめんなさい。分かりました。

それから、菊まつりの、今シャトーのほうで、謝礼が60万円ということでしたけれども、この60万円という金額はどういった根拠に基づいて60万円という数字が出てきたのか、そこをちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、ごめんなさい、この288ページを見ますと、感染防止対策はそうやって大きく予想より大幅に伸びたということで、次のページの290ページのこの企業誘致を進出するという積立金のほうから4,780万円の流用となっているんですが、この積立金、基金の積立金ですね。これが流用されているんですけれども、ここら辺はその基金の目的に沿わないというようなことにはならないのか、ちょっとそこあたりを御説明いただければと思います。

以上です。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 再度の質問にお答えいたします。

市の負担は今後減少していくと考えております。以上です。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 お答えします。

まず、50万円のコロナ対策の補助金の業種なんですけれども、どの業種が多いとか少ないとかというような、すみません、全ての業種、飲食店だけに絞っての補助金ではないので様々な業種から上がってきています。

整備したものの内容なんですけど、こちらが、ちょっと件数で申し上げます。台数ではなくて、その申請があった件数ですね。1つの申請で品目的に2品目とか、何種類かの整備をしているものもありますので878を超えるんですけれども、多いところでは空気清浄機、これは空気清浄機能を含むエアコンも含まれます。878のうち729件は空気清浄ですね。あと非接触型の体温計が299、それと非接触型の消毒液のディスペンサー、こちらが191、仕切り用アクリル板184などとなっています。

次に、シャトーの謝礼の根拠なんですけれども、こちら、牛久シャトー、場所を貸し出すときの単価というのがありまして、実はこの180万円という予算の中でテントの設営等で、これも

抑えていただいてなんですけれども120万円かかりました。残り60万円なんですけれども、シャトー、これは10日以上お借りしたんですけれども、10日以上お借りするとこの60万円という金額では足りないんですけれども、ちょっとシャトーにお願いしたとか交渉をしまして、謝礼で残りの予算残で謝礼としてお支払いさせていただきますということで60万円を払っております。

それと、企業誘致の積立金ですね。積立金の流用が基金の目的にそぐわないのではないかとということなんですけれども、こちらにつきましては企業誘致事業等推進基金積立金というもののうち4,780万円を流用しているんですけれども、こちら、次年度の奨励金分を基金として確保した上で残金というわけではないんですけれども、翌年度の奨励金分は確保して、積立金からの流用ですので、基金を取り崩しての使用ではないので、こちらにつきましては目的外の使用には当たらないというような認識をしております。

以上でございます。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。シャトーのところの単価というのは、それは何日でどれだけの面積を使うとこれだけかかるという、そういう取決めというのがシャトーのほうであるということなんでしょうか。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 失礼しました。そうですね。シャトーでその場所にもよるんですけれども、1日借りたら何万円とかというような取決めはあるようで、それは恐らく表にとか、実際借りて撮影をしたりとかもされていますので、そちら、表に出ているとは思いますが、この場所だったら幾ら、この場所は幾らで1日当たりというような単価表はあると伺ってはおります。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目は、うしくあみ斎場の運営支援ということでお願いをしたいんですが、令和2年度は今年度と同様、コロナの影響で葬儀の件数、告別式の件数も相当に減っていたんじゃないかなというふうに思うんですが、令和2年度における運営実態とか状況とか、これはどうであったのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、企業誘致でございますが、令和2年度においては具体的にどのような取組をされていたのか。

以上、2点についてお願いをいたします。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 おはようございます。環境政策課、横瀬です。

うしくあみ斎場の令和2年度の火葬の状況等ですね。それにつきましては、令和2年度、牛久市で792件、阿見町で524件、圏域外から32件で、合計いたしますと1,348件で、令和元年度が1,264件ということで、比較しまして約80件の増加という形になっております。

式場の利用については、令和2年度については、牛久市が296件、阿見町が242件で、トータルしますと538件という形で、ちょっと令和元年度が592件ということで、式場自体の利用はやはりコロナの影響もありまして多くの人が集まらないようにということで御協力をお願いしていたこともありますので、式場利用については減っている状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 企業誘致の令和2年度の取組ということなんですけれども、令和2年度、具体的に企業誘致に向けた取組というのはしておりません。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 うしくあみ斎場についてなんですけど、全体の件数はそれほどトータル的にはそんなに大きな変化はないというふうに理解をしましたが、その中身ですね。いわゆる通常葬儀よりも家族葬とかという、いわゆる規模を縮小した形の件数が増えているのではないかなというふうに想像をするんですけども、その辺はどうなのかということが1つ。

それから、いわゆる運営収入というんですか、利用料収入というんですか、それがどうなっているのかについてもお尋ねをしたいと思います。

それから、企業誘致の件ですが、昨年度はじゃあ何もやらなかったということなんですけど、これ、どうなんですかね。今後について企業誘致についての昔ありましたような専門部署、いわゆる企業誘致課のようなものを設置して積極的な誘致を心がけるといような考えがあるのかどうか。

以上についてお願いをいたします。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 家族葬が増加しているのではないかとということでございますが、先ほども式場の利用件数としまして令和2年度538件、申し上げました。そのうち家族葬式場を利用されたのが226件、約半分になっております。令和元年度と比較しますと、令和元年度が全体で592件の式場利用のうち、そのうち188件が家族葬式場を利用しているということで、かなり令和2年度になってはその利用率が増えているというのがうかがえます。

あと、利用料の収入ですね。こちらにつきましては、お部屋の通常の利用料金に対しまして人数を少なくして利用していただいているということもありましたので、利用料金を例えば中式場であれば小式場の金額で貸出しをしているということもございましたので、収入的にはかなり少なくなってきた状況にあります。

まだ斎場議会のほうでも御報告とかはしていないんですけども、一応決算の状況としまして、使用料及び手数料ということで令和2年度の予算額4,254万7,000円に対しまして、収入済額が3,639万円というような状況ですので、かなり少なくなつてはきています。

以上でございます。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 企業誘致の今後ということなんですけれども、課を創設

するなど、積極的な取組をしていくかどうかというところなんですけれども、現時点ではそういった動きはないというところしか、今のところ申し上げられないです。申し訳ありません。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、企業誘致の件は答えにくいところもあるんだろうというふうに思いますので、それはそれで今のところ了解はいたしました。環境政策課長、うしくあみ斎場の件なんですけれども、正直言って収入が、今、具体的な数字が出ましたけれども、落ち込みがあると思うんですよ。それで、運営を今後していくことについて、その少なくなった分をカバーするという言い方もおかしいんですけれども、それを補うというか、そういう意味で今後いわゆる一般会計からの繰り出し、そういうものの増額を考えているのか、それとも利用料収入の利用料の見直し等々を考えているのか、その辺についてはいかがですか。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 収入減に対しての対応策ということでございますけれども、繰り出しの増額もしくは使用料金の値上げ、いずれにしてもまだ不確定の部分がございますので、ここでどちらにするということでは申し上げられませんので、また斎場議会等で諮っていきたく思いますので、御理解いただきたいと申します。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 おはようございます。

決算書の252ページ、0109「地球温暖化対策を推進する」なんですけれども、この内容につきまして事業別実績調書の52ページに牛久市における地球温暖化防止実行計画、いわゆるう・し・くエコオフィス行動計画ということで詳細な取組等が明記されているわけなんですけれども、しっかり頑張った割には27年度比令和2年度におきましてはちょっと温暖化ガス排出量が多くなってしまったということなんですけれども、主なるこの推進化するという事業といたしまして、県のほうからの補助金の住宅用のガス式の給湯器や、あるいはヒートポンプの給湯器、あと燃料電池ということなんですけれども、平成28年度から始まっておりますこの事業に対しましてその金額がばらばらなんです。ということは、この状況というのは何でこういう状況になっているのかという1つの質問。

また、もう一つといたしまして、県のほうから9万円の補助金が出ておりますけれども、値段がちょっと高いからなかなか皆さんに使っていただけないのかなということを考えてんですが、値段が平成29年度、単価が四十……、失礼いたしました。これ、総額ですね。1個当たりの単価ではなくて総額の金額になっているのか。ちょっとその辺の説明をいただきたいと申します。

次に、決算書の254ページ、0110「バイオマスタウン構想を運用する」、この件につきまして下のほうの12、木質ペレット成分分析とBDFペレット製造ということになっておりますけれども、この分析はどういうふうな分析をするのかということと、それとこのBDFとペレット製造が年々消費の低迷があると思うんです。その要因は何であるのかということなんです。ちょっとその辺を確認したいというか、御答弁いただければと思います。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 まず、地球温暖化対策の部分でございますけれども、県の補助金が対象となっておりますのが、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、こちらが県の補助金の対象となっております。当初、平成28年度に開始したときには県からの補助金はございませんでした。途中から県の補助金が対象になりましたので、平成29年度から県の補助金は1台5万円ということで交付をいただいております。ですので、平成28年度と平成29年度で金額が違うというのはそういう形になっております。平成28年度が4万円、あと平成29年度からが1台9万円ということで市民の方には補助をさせていただいております。

あと、そのもの自体の値段が高い、例えばコージェネレーションにしましても非常に値段が高いのでもっと補助をしたほうがいいのではないかとということで以前にも御質問を受けたことがございます。そのあたりにつきましては、若干ですけれども年々、設置費用も比較的低くなってきている、当初、平成28年度に比べますと100万円を超えていたものが100万円以内で収まるような形にもなってきておりますので、そういう状況を見まして値段のほう、補助の金額につきましてはそのまま据置きという形を取っております。

次に、バイオマスのほうですけれども、ペレットの成分分析、こちらにつきましては機関にお願いをしましてその成分的に不都合がないか、不都合と言ったらおかしいんですけれども、成分的に確かなものであるかということでの検査を行っております。

あと、消費の低迷ということですが、令和2年度につきましては貸出し施設等がかなり休業というか、閉じられていた期間が長かったものですから、例えば福祉センターのコージェネですね。こちらはBDFを利用して発電等をしているわけですけれども、やはり休館ということもございましたので利用量自体が減っている状況にあります。ペレットにつきましては、ペレットだき冷温水機、そちらの利用がございましたので、こちらは継続的な使用状況になっていきますので、低迷という部分であればBDFオイルの使用量が通年に比べて減っているという状況にございます。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 9万円の補助金、県のほうからの補助金につきましては、燃料電池、コージェネのほうにだけ補助金ということになるわけですね。

それと、ペレットの成分分析、これにつきましては木の中の成分というのが何を分析しなければいけないのかという、ちょっとその辺に疑問が出るわけなんですけれども、その辺の具体的な成分を、何を分析しているのかということをちょっと伺いたいと思います。

その2つです。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 県の補助金については、コージェネのみということでございます。

成分分析については、BDF、ペレット、ペレットでよろしい……。ペレットのほう……。ペレットですね。ペレットにつきましては、燃やした際にクリンカというすすのようなものが出るんですけれども、どれだけ出るかというものを測定して、それがあまりにも出過ぎるようですとその機械に影響を与えることが大きいものですから、そういった成分を分析したり、あとは製造

したペレット自体に放射能とかがどれだけ含まれているかという部分についても分析をしております。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 2点お聞きします。

決算書の256ページ、「自然環境を維持するとともに地球循環型社会を構築する」、これ、ちょっとタイトルだけで内容があまり分からない。ほとんどが人件費のようなんですが、どういうことをしているのかちょっと説明をお願いします。

それから、次に決算認定附属資料の中で先ほど黒木議員が質問した同じページなんですが、このCO₂の排出量、5年間で9%の絶対量で減少しているということなんですが、まあまあこれは努力の跡が見られる数字かなと思います。これから求められるのはこれの数倍のテンポが求められますが、この令和2年度で882万9,957キロ、この数字の中に、この数字は市の施設全てが入ったものでしょうか。それとも、特にお聞きしたいのは教育委員会所管の学校や幼稚園が含まれているのかどうか、お聞きします。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 「自然環境を維持する」の事業でございますけれども、こちらにつきましてはほぼほぼ人件費になっております。環境政策課におきまして、環境政策グループに1名、あと新エネルギー対策室に1名ということで会計年度任用職員を雇用しております。

まず、環境政策グループの職員につきましては、空き地の除草についてですとか、あとは犬です。畜犬の登録事務。あと、蜂の駆除といった事業に従事しております。

新エネルギー対策室の職員につきましては、こちらは今お話に出ていました環境配慮型機器の補助金の受付事務、あとはバイオマスタウン構想を運営するというような事業の連絡であったりとか、資料の収集、そういったものを行っている状況でございます。

あと、CO₂削減が令和2年度においては基準年度の平成27年度と比べて減少しておりますけれども、こちらは市の施設全てでございます。学校、幼稚園も含んでの数値となっております。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 決算書の256ページ、「放射能対策を行う」ということなんですが、一応、放射能は随時、広報紙等でその測定値は出ているんですが、去年の4月、北茨城のアブラコシという山菜に対しまして、もう10年も過ぎるのに放射能が出ていたとか、あとは筑波のキノコでしたっけ、それに対しても何か放射能が出ているというようなことがあったんですが、牛久の場合、何というんですかね、家庭菜園とか学校給食、検査状況の中でそういう放射能が入っていたような事例があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 食品等の検査を行った中で放射能が測定されているかという御質問でございますけれども、まず令和2年度におきましては全部で692件の検査をしております。そのう

ち606件が食品ということでございます。実際に放射能検出という部分では、牛久市内でも放射能が検出されている食品がございます。例としましては、タケノコ、山菜、あとシイタケですね。そういったもの、あと食べ物ではございませんけれども、シイタケの原木とか、そういったものからも放射能が検出されている状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今やはり山菜とか、キノコの原木から出ているということはキノコにも入っている可能性というか、入っているだろうと思うんですね。そういうものについてはしっかりと指導をして食べないようにというふうなことを関係機関のほうで皆さんに連絡するのか、それとも測定してほしいという形で持ってきた人だけにその辺の、0.23シーベルトですか、あれを、これ以上入っているから食べちゃ駄目だとか、その辺の執行部のやり方についてちょっと伺いたいと思います。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 放射能が検出された食品について、そちらにつきましては御持参して下さった方に対して検出されましたということで御通知を差し上げます。ですので、そういったものについては出荷等は控えてくださいというお話をしているところでございます。

まず、タケノコ等についてはそういった放射能が検出されないということが出荷の条件にもなっておりますので、そういうことで検出された場合には出荷等を控えるようにというお知らせはさせていただいております。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今の御答弁ですと、あくまで出荷したいという何というのかな、そういう消費者向けに対しての喚起という形になりますけれども、その辺が分からないでタケノコなんかを調べないで食べているという人もあり得るということで、その辺についてどのような指導をするのかというふうな、ちょっと質問の仕方が悪かったかなと思っているんです。その辺をぜひ聞きたいんですが。その周辺とか、もう1回、その検査をした人の周辺を調べて、タケノコとかキノコを食べちゃいけないよと。この辺は放射能が高いですからという、そのような指導をされているかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 放射能が出た部分についてということで食べないようにという周知ですけれども、まず出荷という部分につきましては、もう出ている部分についてはできませんので、例えば同じというか、掘ったところとちょっと違う場所で掘っていただいたものであれば大丈夫だったりということもありますので、そういうことで一応、安全範囲内のものについて出荷するなり、例えばあとは近所の方に配るというようなことで対応をしていただきたいということでお話はさせていただいております。

以上でございます。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 すみません。農業政策課です。タケノコの出荷ということで放射能検査ということだったので、私のほうで答弁させていただきます。

タケノコに関しましては、出荷制限は解除されておりますけれども、毎年県のほうで検体を全て持ち込んで検査をして、オーケーが出た段階でまた出荷ができるということになっております。市内で約50から60検体、毎年出荷している方には通知をさせていただいて持ち込んでいただいております。それ以外、持込みをしないで食べているということに関しましては、うちのほうでは正直、申し訳ないんですけれども、把握できないと。それは自家消費となっております。

一部、タケノコについて数値が不検出でなくて検出されるものがありますけれども、基準を超える100ベクレルを超えとか、そういった数値が出るものはございません。

あと、先ほどのシイタケに関しても県のほうの調査がございまして、シイタケに関して以前は牛久市内も出荷していた方がいらっしゃいますので、なのでそれに関しては毎年毎年報告がございまして、今でも原木をそのまま持っているのかとか、そういったものをうちのほうで通知を出して検査をしております。なので、震災前に原木を持っていた方でそのまま露地で栽培されていた方というのは、放射能を帯びている原木ですので、そのまま原木に放射能が出ているという形になります。当然ながらシイタケのほうにも出ておりますので、そちらのほうは出荷も含めて、高い数値が出るものではないですけれども、食べるのも控えていただきたいという指導はしております。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほど来、申し上げていますように、要するに出荷するものについてはあれなんですけれども、分からないというか、こちらはそんなのは把握できないというふうに今、御答弁いただいたんですけれども、やはりその辺が分からないで食べる。ただ、体に影響がないといっても、それがかなり毎日食べるというふうになりますとやはり影響がないとばかりは断定しかねるわけですので、その辺のやはり、そこで要するに売ろうとして出荷しようと思って検査した結果、出たら、その周辺のやはりタケノコが出るような竹林を持っているような人にはそういうものを言ってあげるというのも一つの行政の役目じゃないかなというふうに思っているんですけれども、どうですかね、その辺につきましては。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

そちらに関しましては、出荷制限がかかっていて、それを解除する段階で、市内で主に、もちろん出荷に限らず自家消費も含めてタケノコを掘って食している方に通知を出して、集めて測っております。出た周辺に関しましては、さらに追加で測ったりをして、現段階では出荷制限を解除しているという状況ですので、その辺に関しましては適宜対応していると考えております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは、2件お願いいたします。

廃棄物対策課のほうになります。ページ数でいくと262ページから関わってくるんですが、認定附属資料の60ページのほうを見ながら私、質問したいと思います。

このごみを処理するためにクリーンセンターの維持経費、この60ページを見ると本当に光熱費から薬剤費から、いろいろな費用がかかっています。このクリーンセンター、ごみを焼却するための最後の焼却灰の処分費までを含めて経費ですね。このごみを処理するための経費、それに対して市民から頂いているごみ袋の売りさばき料ですか。頂いているのは多分それだけになるのか、リサイクル料もあるかもしれませんが、そういうものも含めまして実際、支出に対して収入がどれほどになっているのかというところをちょっとすみません、ざっくりした聞き方になるかもしれないんですが、そこら辺を伺いたいと思います。

そして、その割合ですね。他の市町村の情報があれば、他の市町村と比べて収入と支出の割合というのが牛久の場合どうなのかというところを伺いたいと思います。

そして、商工観光課のほうですね。292ページ、「牛久市観光協会を支援する」ということで、令和2年度は途中からですけれども、いばらき自慢の補助金ということで800万円ほどの支出があったと思います。これに関しては資料のほうを出していただきましたが、当初、想定としては手数料65万円ほどが入ればよいというような御答弁もあったと思います。この半年近くですかね、総括して予想に対して実際はどうだったのかというところ、総括して思っていच्छることを伺いたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 廃棄物対策課、木村です。よろしく申し上げます。

山本委員から御質問があった件についてお答えいたします。

クリーンセンター関係の歳入と歳出を比較しますと、歳入が約2億4,100万円、歳出が約10億6,300万円ということで、単純に差引きということで差額ということになりますと8億2,200万円ほどの差額が発生しております。また、歳入は歳出の22.6%という割合になります。

また、御質問の中で同規模の自治体と比べてどうかという御質問なんですが、これにつきましては、同規模というと近隣では龍ヶ崎市になるところなんですが、単純に比べるというわけにもいきません。これにつきましては、龍ヶ崎市におきましては組合ということで利根町と河内町、3市町村でやっております。また、持っている施設が違いますので、龍ヶ崎市の場合は灰の熔融施設を持っています。また、最終処分場も持っていますので、こういうことで単純に比較もすることもできません。また、資料もございません。

ただ、付け加えておきたいことがあります。環境省のほうから出ています資料を参考にしますと、これは令和元年度の資料なんですが、国民1人あたりのごみ処理の経費ということでは年間1人あたり1万6,400円ほどかかっているところなんですが、牛久市におきましては令和2年度の数値になるんですが、1万2,640円ということで全国平均よりは1人あたりのごみ

処理経費は低いとは言えます。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 いばらき自慢の手数料についてなんですけれども、昨年の6月からだったんですけれども、予算の時点で、今、委員からありました65万円、正確には65万4,640円で想定しておりました。これに対しまして決算額としましては、委託料の売上げ、御提供させていただきましたこの歳入歳出決算書の中にあるんですけれども、委託料売上げの378万8,198円、これの16%分ということなので60万6,111円ですね。およそ4万8,000円の赤字にはなってしまいました。ほぼ想定どおりといえば想定どおりかもしれないんですけれども、こちらについて当初なんです、開店時点では、オープン時点、6月5日現在では店舗数が17店舗で取り扱っている商品が約80だったのに対しまして、途中、その間に様々な運営をしています牛久都市開発でも営業活動もしていただきまして、現在は61店舗で420の商品を扱うまでに至っています。実際コロナ禍というのがありますし、あそこのエスカートビルになかなか人を呼び込むのが難しいといったような状況もございますので、売上げのほうは決して伸びているわけではないとの話ではあるんですけれども、こちら、今実際に店舗数とか商品数も増えていますので、魅力のあるものをやはり観光協会と牛久都市開発とで協議をしながら探して、魅力あるものを入れて売上げにつなげていきたいとは考えております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。今、1人当たりの経費、牛久は全国平均では安いほうだというお話だったんですが、これは何が影響してこう安くなっているかと捉えていらっしゃるか、もし分かればお伺いしたいと思います。

それから、最終処分場を牛久は持っていないということで、何か所の自治体にお世話になっているんですが、今、エコフロンティアかさまはあと四、五年でいっぱいになるということで、日立市のほうにということでお話が出ているんですが、牛久市の場合、かさまのほうを使えなくなれば日立のほうにお世話になるという方向性になるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのがあります。

それから、今回、処分の表を見ますと、コロナ禍ということで令和2年度、焼却炉も2炉を使っている運転している日が増えたというふうにあります。また、ごみの内容を見るとやっぱり段ボール、私もそうですけれども、やっぱり宅配で使うことが多くて段ボールの消費が随分家庭でも増えているというのがあります。この令和2年度のごみの状況も含めてちょっと伺いたいと思います。

それから、いばらき自慢ですね。私もこの決算書を見せていただいたんですが、委託のほうはプラスになっているんですが、やはり仕入れのほうはどうしてもマイナスになっているということで、ここを減らしていく工夫が必要なのかと思うんですけれども、この辺は牛久市としては都市開発とどういうふうに商品を選ぶ中での努力をしていかれるのかというところを伺いたい

と思います。

また、支出の部分で本部経費ですね。当初予算で80万円のところが350万円になっております。これがこのように増額になった理由を教えてくださいたいことと、あと床の賃料ですね。これも予算額179万円に対して220万円。理由としては地下駐車場の負担分が上乘せと書いてありますが、ここら辺の御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 先ほどお示ししました1人当たりの年間の処理費用の内容について、どういう部分があってこういう全国平均を下回っているかということにつきましては、ちょっと数値だけをちょっと捉えてお示ししましたので、詳しいその分析というか内容、どういうものかというところまではちょっと手元に資料がございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

2番目の処理場の件なんですけど、こちらにつきましては今現在エコフロンティアかさまのほう、委員からのお話があったようにあと4年くらいでいっぱいになるということで、今、日立のほうに新たなる候補地ということで話は進んでいるかと思いますが、もしそちらのほうに場所が決まれば自動的に牛久市もそちらのほうに灰の搬出をしたいと考えているところです。

3点目のごみの量の変化ですね。令和2年度におきましては、この附属資料の数字でいきますと、一旦は合計だけを見ますと微増、55トンほど増えているような形になるんですが、これにつきましては詳しく分析しますと資源物ですね。この量が283トンほど上がっております。リサイクルが進んでいるのかなというふうには、いい方向に向いているのかなというふうには理解しております。

なおかつ、可燃ごみですね。これにつきましては、やはり在宅勤務などにより家にいる時間が長くなり、片づけなどもかなり進んでいるというふうには聞いております。その時期の搬入トン数なども増えております。また、テークアウトによるいろいろな容器類などにより、一時的には不燃物も増えているということです。ただ、全体的に資源物を含めなければ微減しているということは言える、そういう状況です。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 まず、仕入れ商品がマイナスになっているということで、マイナスを減らす工夫をどうしていくかということなんですけれども、まずこれは余談かもしれないんですけれども、中に置いてある商品でおみたまプリンという非常に人気のある商品があるんですが、それはとてもとても売れているということです。小美玉で扱っているお店以外ではもういばらき自慢にしか置いていないということで、それでわざわざ買いに来るという方もいらっしゃるということを知っています。

ですので、観光協会とも、今のはすみません、ここからは余談ではないんですけれども、観光協会も牛久都市開発と連携しながら、もちろん仕入れ商品だけではなくて委託商品もそうなんですけれども、どういったものが売れ筋なのか、おみたまプリンのような例、これまでの1年間、

今まで運営してきたわけですがけれども、そちらの分析等も行いながら連携して売上げアップにつなげるような取組をしていかなければならないというのは考えております。

これまであまり観光協会と牛久都市開発の間での意見交換というのもそんなにはしてきていなかったんですけれども、今年ここまでこの1年間を見てきたところで、コロナ禍もあって去年よりもちょっと今、売上げが少し落ち加減かなというところがあるので、意見交換をしながら商品も選んでいくというようなことを月1回ぐらいのペースで少なくともやっていって、売上げアップにつなげるような取組をしていきたいとは考えております。

それと、決算書の中の経費のお話なんですけれども、まず本部経費、こちらについては牛久都市開発の社員の方の全て人件費なんですけれども、開店前準備コスト等というふうに摘要に書いてあるんですけれども、開店に当たって都市開発の社員がかなりこのいばらき自慢のために動いたというのと、そちらでいばらき自慢で店員を採用したりですとか、研修を行ったりとか、そういったことに関して社員の方が、あとは先ほど申し上げましたけれども、スタート当時17店舗だったのが、今61店舗になっている。そこで各店舗回りの営業などにもこちらの社員が動いているということで、この本部経費が350万円と当初よりも大幅に上回っているというような形になっています。

それと、床賃料のところにあります地下駐車場負担分上乘せとあるんですけれども、こちら、床賃料につきましては創生プロジェクト推進課のほうでいただいた数字で179万円ということで私たちのほうでは予算化をしたんですけれども、それにエスカードビルに入っている全ての店舗が共益費、修繕料、駐車場の負担金というのを支払うということだそうで、その分の駐車場の負担分というのがこちらに床賃料と一緒にのっているということだそうです。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。ごめんなさい。今の支出のところなんですけれども、人件費は5名ということで別に300万円かかっていると思うんですけれども、それ以外に本部経費ということでその人たちが営業で外に回ったりということで、ここでそういうお金が発生しているということなのか、ちょっとよく分からなかったんですけれども、そこをお伺いしたいのと、あとじゃあこの床賃料の220万円の中には地下駐車場の負担分と共益費、修繕積立金も含まれているという理解でいいのかどうか、そこを確認したいと思います。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 こちら、人件費5名というのは、いばらき自慢のレジとか、あそこのフロアにいる店員さんとか、あそこで働いていらっしゃる方が5名とか、総数なんですけれども、通常は2名ずつなんですけれども5名ということで、本部経費というのは牛久都市開発株式会社の社員です。

あとは地下駐車場分なんですけれども、こちらは駐車場分だけのことです。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、何度も。じゃあ、そこの本部経費の都市開発の社員の方がこのいばら

き自慢のために営業活動している分をこちらから支払っているという理解ですか。

○藤田委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 そのとおりです。都市開発の社員の経費も払っているということです。

○藤田委員長 よろしいですね。

ほかに質疑のある方は御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 「耕作放棄地の拡大を防止する」というのがありますけれども、耕作放棄地とは言えないロータリーをかけて作物を作っていない農地が牛久市には非常に増えています。かなりのもう面積が増えているんですが、こういう土地の場合の活用を考えると、次に出てくる「農地中間管理事業を推進する」のほうに入っちゃうのかなとは思っていたりするんですが、そこで農地中間管理事業のほうの内容をちょっとお聞きしたいんですが、これ、頑張って農業を大規模でやっている方は作物は何を主として作っている人が多いのか。

それと、グリーンファームで一生懸命、農業を勉強して頑張った人でその事業を活用している人がいるのかどうかについてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市内で大規模に農業をやられている方という方で、畑作のことだと思うんですけども、畑作につきましてはブランド野菜である河童大根、あとブロッコリー、この辺がやっぱり圧倒的に多いのが現実です。あとカンショですね、サツマイモ。あとジャガイモ。この辺ですね。もちろんキュウリであったりとか一般的なナスであったりとか、それをもちろん作っている方はいらっしゃいますけれども、大規模にということになるとそういった方が多いかと思えます。

あと、グリーンファームを卒業した人が中間管理を活用しているかということなんですけれども、全員が活用しております。

以上です。

○藤田委員長 以上をもって、環境経済部等所管についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時21分休憩

午前11時32分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

建設部より令和2年度決算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許可し、S i d e B o o k s に掲載いたしました。

認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

建設部所管について、問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございます。よろしく申し上げます。

建設部の令和2年度の決算概要につきまして御説明をさせていただきます。

歳出予算現額23億5,086万1,000円に対しまして、執行額19億4,815万9,830円で、執行率は82.9%であります。前年度決算と比較いたしまして、予算現額で約3億6,243万円、執行額で約2億1,963万円の増となりました。増額の主な理由としては、市道23号線北側延伸第2工区の整備、市道21号線ふれあい通りの舗装修繕等の整備によるものでございます。また、年度内に完了が見込めない3億6,428万6,000円は翌年度に繰越しさせていただいております。

これらの事業を執行するため、国庫補助金、使用料及び手数料、繰入金など、歳入総額は3億9,705万円でございます。

次に、各課における決算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、道路整備課でございます。歳入につきましては、国庫補助金、道路占用料など、歳入総額は2億7,407万円となっております。歳出につきましては、予算現額12億2,865万円に対しまして、9億244万円を執行いたしました。執行率は73.5%となります。また、3億225万円を翌年度に繰越ししております。

主な事業でございますが、道路維持費におきまして、舗装維持修繕計画に基づく市道7号線、市道63号線、カントリーラインほか舗装工事を実施するなど、2億5,939万円を支出いたしました。道路新設改良費では、市道23号線（城中田宮線）事業、北側延伸第2工区のほか、狹隘道路の改修や通学路の歩道整備を目的に神谷地内の市道1013号線の道路改良工事、小坂町地内の市道56号線の擁壁設置工事など、2億7,081万円。また、排水路整備費として、既設団地の雨水排水施設の整備や下町緑地調整池整備工事などを実施し、1億2,781万円を支出いたしました。今後もインフラ施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、都市計画課でございますが、歳入総額は5,464万円で、主な内訳は未利用地売却による土地売払収入370万円、国庫補助金3,893万円、そのほか使用料や雑入でございます。歳出につきましては、予算現額4億6,642万円に対し3億9,445万円を支出し、執行率は84.6%となります。また、6,202万円を翌年度に繰越ししております。

主な事業でございますが、都市計画マスタープラン改定業務、北部地域における宅地関連調査業務など都市計画総務費に3,814万円、公園、緑地、街路樹の植栽管理や田宮東街区公園ほか遊具更新工事など公園費に1億7,820万円、また、牛久駅及びひたち野うしく駅のエレベーター、エスカレーターを安全に運転するため、点検及び維持補修など駅周辺整備費に7,967万円を支出いたしました。

次に、空家対策課につきまして、管理不全空き家所有者への指導や所有者不存在物件の調査、また、空き家所有者へのアンケート調査や無料相談会の実施、空家バンクによる利活用の推進など、空き家対策に予算現額726万円に対し658万円を支出いたしました。執行率は90.7%であります。引き続き空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、空き家の利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、建築住宅課につきましては、歳入総額6,832万円で、主な歳入は市営住宅の使用料を含む使用料及び手数料4,659万円、市営住宅の修繕等に関わる国庫補助金は2,169万円などがございます。歳出につきましては、予算現額7,487万円に対しまして7,101万円を支出し、執行率は94.8%となります。

主な事業であります。市営猪子住宅建て替え事業の地質調査費、土木実施設計や建築設計費、老朽化した木造住宅の解体など住宅管理費に6,484万円を支出いたしました。

最後に、下水道課となりますが、歳出予算5億7,364万円に対しまして同額の5億7,364万円を支出し、執行率は100%でございます。内容としましては、全額、公共下水道事業会計への繰出金として支出いたしました。

以上が建設部各課における決算の概要でございます。

また、冒頭、委員長より御案内がありましたSideBooksにて道路整備課における事業箇所を示す令和2年度決算位置図、一般会計、その1、その2をお配りさせていただきましたので、御参考にしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○藤田委員長 建設部所管について、質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 よろしく願いいたします。私のほうからは2つの担当課、3事業についてお伺いいたします。

ひたち野うしく駅駐輪場についてお伺いいたします。都市計画課御担当、決算書では322ページ以降の駅周辺整備事業関連になるかと思えます。ひたち野うしく駅については、駐輪場上部の通路が大変明るくなり、また、小まめに駅周辺のブロックタイルの補修を行っていただき、市民に大変喜ばれているところがございます。

ところで、昨今、リモートワーク、休校措置等で定期利用より一時利用が増加したひたち野うしく駅駐輪場において、昨年度は不正駐輪やコインポストなどへの数件のいたずら事案が発生したと把握しております。その後の状況や対策等についてお伺いいたします。

次に、建築住宅課所管の事業です。326ページ、0101から0102の市営住宅についての事業になるかと思えます。市営住宅の入居者数の推移、過去3年間の数字などはどのようになっていますでしょうか。また、牛久市では空き室が出てきている状況でしょうか。また、空き室が出ている場合、背景にはどのようなことが考えられるか。

また、330ページ、0104「市営住宅を建設する」事業についてでございますが、ただいま建設中の猪子住宅の建築状況についてお伺いいたします。こちらは大変完成が楽しみな公営住宅ではありますが、世界的な木材不足によるウッドショックの影響が出ているのではないかと懸念されます。建設期間が延びることにより、現入居者のさらなる高齢化も憂慮されます。寄り添いながらの事業は大変だとお察しいたしますが、今後、市内で一番新しい公営住宅ということで、名称等も含みイメージも刷新していただきたく、こちらをお願い申し上げたいところがございます。現況についてお伺いいたします。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課、藤木です。よろしくお願いたします。

私のほうから、ひたち野うしく駅の駐輪場に関する御質問についてお答えさせていただきます。

ひたち野うしく駅の駐輪場でございますが、一時利用者につきましてはワイヤでロックをしていただいて、支払いをすると解除できるというような状況になっております。委員からも御指摘があったように、その隣のワイヤも一緒にロックしてしまうというようないたずらの被害が発生しているというところで報告を受けております。

今年度、最初に報告があった方以外につきましては、その後、同一の方が何度も被害に遭っているという申出がございまして、発生場所もほぼ同じ場所となっております。確かに防犯カメラもちょっと遠い部分にはなっているのが現状でございます。当然、巡回のときとかも確認をしながら確認のほうも行っているんですが、それで指定管理者の牛久都市開発のほうは警察の指導の下、結成されました茨城県企業防衛対策協議会という任意団体に加盟しておりまして、その関係で警察とも協議をしたところ、その協議会のほうの負担で警察が購入する防犯カメラをお借りするという形で、そのいたずらが発生している箇所の近くにカメラをこれから設置するという予定になっております。今のところ、ちょっとまだ設置されていないんですけれども、間もなく設置される予定ということで予定しております。

以上です。

○藤田委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課、高野です。よろしくお願いたします。

市営住宅の現在の入居者数の推移についてお答えいたします。

3年ほどということだったので、平成30年度は管理戸数が296戸の中で入居者が入っている戸数は232戸となっております。それで、令和2年度末ですけれども、266戸、管理戸数がありまして、木造のほうを壊しているということもありまして、入居者数は209戸というふうになっています。

それで、募集の状況ですけれども、令和3年度は2回募集をかけているんですけれども、どちらも6戸から7戸、募集しているんですけれども、入っていただいた方は1世帯ずつとなっております。原因は、先ほど加川委員のほうから御質問があったように、住宅の名前なんかについてももしかしたらイメージが古いということもあるのかと思いますので、今後、住宅の入居者様にアンケートとかを取ってみて、もう昭和30年から使っているし、猪子住宅とか前山住宅とかという名前が今に合っていないのかどうか、その辺はちょっと確認していきたいなと思っています。

続きまして、市営猪子住宅の建設の状況ですけれども、今年度は木造のほう、2棟16世帯を建設するというところで予算化されていますけれども、先ほど委員からの御指摘のようにウッドショックの影響による木材価格の上昇で、現在、工事価格が3,254万円増加になってしまっています。外材の状況のほかに、もうガラスウールとか窓枠材とか、そういった関連のものも10%から15%上がっているということで、現在、工事の発注を見合わせているところです。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 それでは、「準用河川を維持管理する」ということでちょっと質問したいと思いません。

所有者と牛久市の除草管理ですか、その区分け、どんなふうになっているかということをお聞きしたいと思うんですが、牛久沼も河川法の扱いに適用されているということで、牛久沼も含めまして、牛久沼の場合は龍ヶ崎市と、持ち主は、国じゃなくて。区分け、どんなふうになっているかということ、よろしくお願いします。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課の加藤です。よろしくお願いします。

今、委員からお話のあった牛久沼と準用河川ということだったんですけども、牛久沼については県のほうの管理ということでちょっと牛久市ではあれなんですけれども、牛久で管理している準用河川につきましては、一応、草刈りについては牛久市の根古屋川であったり、結束川のところなんかは市のほうで業務委託をして草刈りを実施しているという状況です。

その他の準用河川等、水路も含めて牛久市で管理している部分があるんですけども、そちらについても河川用地の中の草刈りについては、定期的ではないんですけども、牛久市のほうで管理するようにやっております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。守屋委員。

○守屋委員 それでは、都市計画課の方に2問質問させていただきます。

最初なんですけれども、市民や来訪者に分かりやすいサインを計画的に設置する意図で解体撤去工事として51万7,000円を使用しておりますが、どんなサインを設置するのか教えてください。これが1問目ですね。

2問目なんです、牛久駅の西口歩道橋の屋根架けの調査内容の進捗状況とトイレ工事の内容などの詳細、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 お答えさせていただきます。

まず、市民や来訪者に分かりやすいサインを計画的に設置する事業です。昨年度につきましては、この事業で行っているのが街区案内板といいまして、町名地番とかの変更をしたときに街区を表示するような地図みたいなものを表示した案内板があるんですけども、それが大分30年ぐらい以上たっているものが増えてきておりまして、盤面がもう古くなってしまったりとか、曲がってしまっていたりとか、腐食してしまっているものについて、昨年度その案内板の撤去を行ったんです。なので、新しくサインを設置したりとか、そういうことはしていないという状況です。一応、案内板についてはちょっと古くなっているものが多いもので、少しずつ毎年撤去したりをしているという状況です。

それから、西口の歩道橋のほうの関係です。昨年度、西口の歩道橋の屋根設置の設計を行っておりまして、今年度といたしましては橋の両側に柱を立てる、2本の柱で2柱式という形で、そ

の柱などの骨格構造については鋼材を使いまして、屋根については膜材を使用したものとなります。色は白を予定しております。それに併せて落橋防止ですとか、橋面防水などの橋梁そのものの長寿命化工事を行うというような形で設計のほうを行っております。

その屋根の出来上がりのイメージなんですけれども、ちょっと説明ではなかなか分かりづらいのかなと思うんですが、今年の3月の予算のときに資料としてイメージ図というのを提出させていただいておりますので、一応あれがもう基本的には完成のイメージになりますので、もしあれでしたら後ほどそちらを確認していただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

トイレですね。トイレのほうの改修ですね。牛久駅の東口の公衆トイレの改修になります。その内容でございますけれども、まず和便器から洋便器への変更ですとか、手洗い場の非接触型にしたりとか、あと他目的トイレのほうにはオストメイトとか、おむつ台とか、そういうものを新たに設置したりするような工事を行っております。こちらにつきまして繰越しをさせていただいたんですけれども、本年の6月に完了しております。こちらにつきましては、コロナの感染対策ということで国のほうの予算100%で施工しているという状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 守屋委員。

○守屋委員 僕もこの1番目の質問で解体撤去工事なのかなと思ったんですけれども、そのとおりだと思うんですけども、ということはあるですね。別に新しいサインを作るわけじゃないわけですね、その後に。予算を、まだあれだけども、そういうことですよ。はい、結構です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時10分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

ここで執行部より発言を求められておりますので、これを許します。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願いたします。

昨日の北島委員の質疑に対する答弁と、あと1件、答弁の訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、北島委員の質疑のほうですけれども、公定価格の単価が上がったのにもかかわらず返還金が発生しているということなんですけれども、これにつきましてはちょっと昨日説明が足りませんで、公定価格、前年よりは上がったんですけれども、当初こちらで見込んで申請したときの公定価格ほどは上がらなかったということで、今回その公定価格と児童数を基にこういった令和元年度の負担額を想定しまして概算申請しているんですけれども、その公定価格が予想していたほど上がらず、減額となっていたために返還金が生じたということになります。

なお、補助金ですね。こちら、過少交付の申請をした場合には、牛久市が国庫負担金を一時立

て替えることになりまして、市の歳計現金にも影響が出ますので、今後もこちらの申請につきましては過少申請になることがないように補助金の申請をしてまいります。

以上となります。

続きまして、答弁の訂正となります。黒木委員の病児・病後児の補助をしている施設数についてですけれども、昨日「9施設」と御説明いたしましたが、正しくは「8施設」でした。1施設、ダブって数えてしまいましたので、施設名は、つつじが丘ふたばランド保育園、牛久ひかり保育園、牛久ふれあい保育園、ひたち野うしく保育園つくしんぼ、牛久みらい保育園、牛久さくら保育園、牛久めぐみ保育園、うしく文化認定こども園、以上の8施設となります。

以上となります。

○藤田委員長 よろしいですね。

それでは、建設部所管について審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 1件だけ質問したいと思います。ページが302ページ、それと304ページですね。302ページのほうが0105「通学路の安全確保のため市道を改良・舗装する」と、今言った304ページの「通学路の安全確保のため市道を改良・舗装する」というこのあれですね。内容的に同じ場所なんですね。この辺の説明をいただきたいというか、この辺を質問したいと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。よろしくお願います。

委員の御質問にありましたまず302ページのほうの0105「通学路の安全の確保のため市道を改良・舗装する」という事業と、同じく304ページ、事業名は同じものになるんですけれども、こちらの違いについてということですので、まず302ページの0105の番号がついているほう、こちらのほうが令和2年度の現年分の予算からの決算という形の表示になっておりまして、同じ事業名にはなるんですけれども、次のページの0152「通学路の安全の確保のため市道を改良・舗装する」、こちらが令和元年度から令和2年度への繰越しをした事業の決算という形になっております。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 そうしますと、これはこの頭についた0105、あとはもう一つのほうの304ページの0152というその番号で継続事業であるか、前年の繰越しというふうに理解すればいいのかどうか、その辺の確認。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 委員おっしゃられるとおり、0105と0152となっていて、3桁目の5から始まる「52」、こちらのほうが繰越しの事業となっていて、同じような形で304ページに0151で「市道23号線を改良・舗装する」というのもありますけれども、こち

らも0151となっております、こちらが繰越しの事業という形になっていきますので、今おっしゃられたその前の数字、こちらのほうで現年と繰越しを区分しているような形になります。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認をしたいと思います。308ページになります。調整池の整備工事の件でございます。ここで改めてちょっとお聞きしたいのは、調整池を整備する意義や意味というものを御教授いただきたいと思います。それが1つ目でございます。

これ、附属資料を見ればよく出ているんでしょうけれども、確認の意味で令和2年度においての整備箇所、件数、これの確認と、今後、調整池をどのぐらい整備していく予定であるのかと。

以上3項目についてお願いをいたしたいと思います。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしく申し上げます。

まず、調整池の意義というか、何のためにというところで、市内の雨水排水の工事の流末というんですかね、そういう雨水の流れ先を一時的に調整するために調整池を整備しまして、その上流のほうの雨水の被害を軽減するという目的で調整池の整備工事として実施しております。

続きまして、2点目の令和2年度の整備箇所になるんですけれども、令和2年度としては3か所、整備事業の工事をしておりまして、すみません、2か所ですね。2か所をやっておりまして、1点目が下町緑地を整備するという形で令和2年度も調整池の整備工事として実施しております。もう1か所につきましては、結束川の拡幅整備をするという事業で、今、結束川部分の貯留地、調整池ということで調整池の機能を持たせているところの工事を実施しております。

3点目の今後の整備計画ということになるんですけれども、今お話ししました結束川の部分と下町緑地の整備につきましても、下町緑地につきましては今のところまだ整備率が53%程度になっておりますので、今年度も実施しておるんですけれども、今後、流入・排出部分の整備工事等を進めていく予定でありますので、数としては増えるわけではないんですけれども、今やっている結束川調整池部分と下町緑地調整池のところの整備を進めていくという形で予定しております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 まず、整備の意義や意味についてなんですけれども、下水道を整備することとの対比において、特に金額的な面ではどうなのでしょうかね。もう少しちょっと詳しく教えてもらえればと思います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

石原委員おっしゃっているとおり、下水道施設、雨水整備をした流末としての調整池を整備する形のもの、河川自体を拡幅するというような形での比較ということになるかと思うんですけれども、まず根古屋川緑地調整池という調整池がございまして、そちらにつきましては河川で整備をしようとする、JRの下を横断する箇所をかなり大口径のものに替えなければいけないというような費用面の問題というのが1点ございました、以前の話ですけれども。

そちらと比較をしたときに調整池、JRの上流側と言ったらいいでしょうか、東側に位置するんですけれども、そちらで用地を取得して調整池を整備するということで、現時点のJRの下を横断しているボックスカルバートを生かせるということで、費用的にはそちらのほうが有利ということで現在そちらは調整池というような整備に事業の方向性をしまして、21年から調整池という形で整備をしているということで、もちろん全てがそうではないんですけれども、その場所、条件によっては河川を拡幅したほうが有利な場所もあるでしょうし、河川を拡幅するのではなくてその上流に調整池を整備するということのほうが有効であるという場所もあるでしょうし、ケース・バイ・ケースということで根古屋川については調整池をしたということでございます。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 4点あるので、まず2点お願いいたします。

292ページの0103「かっぱ祭りを支援する」なんですけれども、これ、あそこの本部であったところを商工会のほうでたしか駐車場の整備をしたところで、その後は都市開発に指定管理ということで移っておりますので、こちらでちょっとお尋ねしたいと思います。

このときに、整備工事のときにちょっと私も質疑したんですけれども、たしか30区画という整備方針だったと思います。今、契約して車が入っている数、その数はお幾つになるのかというところをお尋ねしたいと思います。

それから、歳入58ページの不動産売払収入、今回400万円ほど売払収入があるのですが、これがどこの場所なのか、あとは金額を教えてくださいたいと思います。また、その土地を取得したときとの差、損益、それが分かればお願いしたいと思います。

以上、まず2点でお願いいたします。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、1点目の花水木通りの駐車場の件でございますが、現在の契約数は30台に対して9台の契約となっております。

それから、2点目の土地の売払いのほうの質問でございますが、土地の売払いにつきましては未利用地1か所と市道23号線の残地を隣接の方へ払下げを行った。こちらは道路整備課のほうで行っているんですけれども、その1か所と合わせて2か所というふうになっております。

場所と購入時と売却時の差というか、そういうところでございますけれども、まず未利用地のほうにつきましては牛久市牛久町の2996番地の5、面積210平米でございます、市道23号線から秋住団地に入る道路の角地のところになります。こちらにつきましては、道路整備に伴いまして平成20年に495万5,210円で購入しております。今回の売却金額は370万円となっております。

払下げのほうにつきましては、市道23号線の現在整備している箇所西側の一部になるんですけれども、道路整備の残地の一部ですね。田宮町375番地の7の7、36平米を34万2,240円で払下げをしたものでございます。こちらにつきましては、ちょっと道路用地全体を含めて購入したところの一部を払下げとしたということで、単純にはちょっと購入と売却の比較と

いうのは難しいのかなというふうに思っていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 駐車場のほうですけれども、思ったより入っていないというのも私もちょっと見て思っているところなんですけれども、たしかこれを造るに当たっては、前もってあの近所の方というんですかね、状況を見て大体車を二、三台持っている方がいらっしゃるから、その住宅の方が使うだろうということと、あとはあそこでお仕事をしていらっしゃる、勤めている方の需要があるだろうということと、たしか整備されたとは思いますが、思ったより入っていない、この想定との違いというのはどう受け止めていらっしゃるかというところをお伺いしたいと思います。

それから、その未利用地、毎年これ、多分1, 200万円ぐらいいつも予算では上がっているんですけれども、今回この1件売れたところはその想定のところであったのかどうかということと、あとどうしてもその予算ほどはいつも売れていないというか、なかなか難しいところがある、その原因としては何があるのか。やはり収入を上げるという意味では、監査委員の方もよくおっしゃっているのは手数料、使用料の見直し、そして未利用地の売却というようなことをおっしゃっていると思います。そういう観点で考えた場合のこの未利用地の売却の金額になかなか想定と現実とがちょっと乖離しているところをどのように捉えていらっしゃるかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、駐車場の件でございますけれども、委員おっしゃられるとおり、周辺の方の2台目、3台目の駐車場として御利用いただけるのではないかとこのころで想定はしていたところなんですけれども、現実的といいますか、実際はその周辺のお宅はある程度、結構敷地が広いお宅が多くて、2台分ぐらい取られているところが多くなっておりまして、現実的にやはり2台目、3台目で使っていただくというのがなかなかちょっと進んでいないのかなというところではあります。

例えばなんですけれども、みどり野の駐車場もあるんですけれども、そちらなんかは、みどり野なんかはやはり1台分ぐらいしか敷地として持っていない方が多いので、みどり野のほうはほぼ埋まっているような状態なんですけれども、花水木についてはそういう状況があるのかなと。

あとはコロナ禍において駅の利用者なんか減ってきてはいて、駅周辺なんかかなり駐車場の金額とかも下がってきているような状況もあるので、ここについてもやはり少し割高感みたいなものを感じているところもあるのかもしれないですね。その辺でちょっとまだ契約台数が増えていないのかなと思います。

ただ、今、都市開発のほうでいろいろチラシを作ったり、PRのほうはしておりますので、何とか増えていけるようにしてはいきたいというふうに考えております。

それから、未利用地の売却のほうでございます。予算時に想定していた場所かという質問ですが、現実的にはちょっとその想定した場所ではないんです、今回売れたところは。

最近、未利用地の売却があまり増えていかないというところの御質問でございますけれども、やはり未利用地の中でも売りやすい、買っていただきやすいというところは先にもう売っている状況で、だんだん残ってきているのはなかなかあまり、使いづらいという言い方もおかしいんですけれども、やはり売りにくいところが残ってきていますので、そういう点でなかなか未利用地の売却の収入というのがちょっと増えてこないのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 駐車場のほうはたしか、これ、かっぱ祭りの本部のときは使えないというそういう条件、附帯条項というんですかね、そういうものがついているという、それも影響しているのか、ちょっとそこら辺を伺いたいと思います。

あと、金額のことが出ました。今年始まってすぐに下げるというわけにもいかないでしょうけれども、将来的にはあまり埋まらない場合はそういうこともというお考えなのかというところでですね。

そして、やはり周知というのが、確かにちょっと入るところが裏側なので、花水木通りに面していないので、ちょっとここは駐車場になったということも、私も通っていてちょっと分かりづらかなかというところはあって、やはりそういう意味であそこが駐車場になったんだよという周知は大切かなとは思っているところですが、そこら辺は都市開発のほうでチラシを作ると今お伺いしましたので、分かりました。

じゃあその2件を、すみません。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、かっぱ祭りの影響と料金的な話でよろしいですかね。かっぱ祭りでの特約とか条件ということで影響があるかというところなんですけれども、昨年今年もちょっとかっぱ祭りも開催されていないという状況もありまして、現実的にそこはどのくらい影響しているかというのはちょっと把握していないというところなんです。

料金のほうにつきましては、御質問にありましたように今年度の4月からということでまだちょっと1年も経過していないという状況なので、ただ、今のところはまだ値下げのほうは行っておりませんが、今後、契約件数もちょっと伸び悩んでいるという状況もございますので、一応料金のほうを下げることを都市開発のほうでは検討しているというところなんです。一応、条例上は5,500円というのが上限ということで決まっていますので、それ以下にすることは指定管理者のほうでできますので、それは今検討しているというところなんです。

あと、参考までになんですが、今、駐車場、裏側からしか入れないということで、表側はやっぱ広い通りなので明るさも明るいですけれども、裏側はちょっと暗いという御意見もありまして、今年度、市のほうで照明灯を1基ちょっと追加する予定でおります。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。では、あと2問、山本委員。

○山本委員 すみません。じゃあ、あと2問お願いいたします。

318ページです。「都市公園や一般公園を安全に管理する」ということで、公園整備工事と、それから解体撤去工事というのが出ているんですが、この内容をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、同じく318ページの0104の「公園、緑地、街路樹の植栽管理をする」ということで委託料の植栽管理、これ、恐らく何件か委託先があると思うのですが、その委託内容ですね。どういったところまで委託されているのかというところをお伺いしたいと思います。

まずはそれをお願いいたします。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、「都市公園や一般公園を安全に管理する」の公園整備工事と解体撤去工事の内容ということでございます。

まず、公園整備工事につきましては、こちらにつきましては神谷4公園の給排水設備、上下水道の水道の引込みと下水道の接続の工事を行っております。それとあと、上池親水公園のトイレを和便器から洋便器に変更する工事を行っております。

解体の撤去工事につきましては、田宮東街区公園の遊具、こちらは具体的には滑り台なんですけれども、こちらの撤去の工事を行いました。

以上です。

あと、すみません。失礼しました。植栽管理ですね。委託の件数と内容ということなんですけれども、植栽管理の委託の内容と件数についてですけれども、公園が144か所、緑地が104か所、街路樹の路線が9路線の約7.4キロを10工区に分けて委託のほうを昨年度行っております。

内容といたしましては、公園、緑地のほうについてはやはり除草だとか芝刈りだとか生け垣の刈り込みなど、そういったものを行っております。生け垣の刈り込みなどは基本的には年1回ということになってはいますが、除草などについては都市計画課の作業員のほうが直接除草をやったりとか、あとは現場の状況なんかによって、ちょっとその場所場所によって回数にばらつきがあるというのが現状でございます。

それから、街路樹のほうにつきましても、やはり除草と剪定、あとは消毒とか、そういったものの作業を委託しております。こちらについてもやはり路線ごとに内容も違ってございます。除草だけのところもありますし、除草と剪定のところもありますし、回数についてもやはり年2回やるところもございまして、例えば駅の周辺とかについては年3回やるとか、そういう状況でやはり場所によって回数とかも違っていているというような状況となっております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 まず、公園のほうなんですけれども、前に私もちょっと質問させていただいたときに、公園の法定点検というのがあって遊具の点検もそのときに行われているというお話だったんですが、この前、5月でしたかね、滑り台で事故があってお子さんがけがをされたということがありました。ああいう遊具に関しての法定点検はされていると思うんですけれども、どうしてあ

あいうことが起こってしまったのかというところ、どう捉えていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

その後いろいろな公園が、多分点検して下さって、使用禁止ということでこんなしゃかしやかテープのようなものが貼ってあって使えない状態になっています。数多くの公園でそういう遊具が見受けられます。ちょうど夏休み前だったということで、本当に夏休みに子供たちはコロナで遠くにも行けない中で近場で遊びたいところがなかなか使えないと。ちょうどコロナも重なって、問合せの中ではコロナで使えないんですかという問合せもありましたけれども、実はやっぱりそういう点検をした中で危険だというところを点検して下さったとは思のですが、その後一向に、今テープが貼ったままで、そのテープもちょっと見苦しい状態になっているものもあり、外れているものもありというところも見かけます。今後そこら辺、遊具、どういうふうに対処していかれるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、街路樹なんですけれども、今、お話で10工区に分けて委託されていると。すみません、この委託に当たっては一般競争入札という形なのか、そこら辺をお伺いしたいということと、場所によってそのばらつきがある、2回剪定するところ、3回剪定するところがあるという、除草に関してもお話だったんですが、剪定と除草とあとは病虫害というお話だったんですが、例えば日常的に自分が委託された業者が1年間委託されてその工区、割り振られた工区を年間見ていく中で日常的に調査というんですかね、やっぱりここは、その時期にもよるんでしょうけれども、草がすごく伸びているとかというところの日常的な点検というのは行われているかどうかというところですね、この委託業務の中で。そこをお聞きしたいのと、あとどうしても秋などには落葉樹は落ち葉で道路に、その落ち葉の清掃というんですかね、そういったものはその委託の中に含まれているのかというところですね。

そこら辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、公園のほうでございますけれども、点検しているのになぜ事故が発生したのかということでございます。事故がありました滑り台につきましては、応急的な補修を施したことで点検上も一応使用可ということになってはありました。しかし、そのためには、それを維持していくためにはその補修した箇所をしっかりと我々のほうで確認しながら開放していかなければいけなかったんですけれども、その確認が私どものほうで行き届いていないと、あったというところがございまして、その補修した部分が再度破損をしてしまっていた状況だったと。そこで事故が発生してしまったというところでございます。

そのときに、その後全ての遊具を再度改めて点検を行わせていただいて、そのときは少しでもちょっと危険なものは一旦使用を禁止させていただきました。その後、補修等でできるものについては補修を行って、随時開放してきているという状況であります。ただ、まだ確かに多くの遊具は止めている状態というふうになっております。引き続き、もちろん補修できるものについては順次補修をして、続けてもう開放していけるようにしたいというふうを考えております。

あとは今年度、都市公園につきましては補助金の対象として遊具の更新ができるので、それで

予定しているものの中にはございます。今年度予定しているところもございます。また、本当にもうこれは駄目だなと、使えないというものもございますので、そういったものについてはもちろん予算的なものとか、そういうものはありますけれども、そういったところを調整しながら撤去のほうも行っていきたいというふうに考えております。

それに伴って遊具を再設置するかというところにつきましては、やはり公園も多く使われているところとあまりそうでもないところというのが現実的にございますので、そういうところの状況を見ながら再設置についてもちょっと検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、街路樹のほうの日常的な調査というか、明確に委託の内容としてそういうふうに含まれていることではございません。ただ、やはり業者さん、やっていただいているところは気にかけていただいているので、ちょっとこういう状況になってきたよとかというのは連絡をいただいたりすることもあります。ただ、基本的にはうちのほうからこの時期にやってくださいという話をしたりとか、しながら実際作業を行ってもらっているというのが現状です。完全にお任せしているという状態ではないですね。

それから、落ち葉の清掃ですね。街路関係なんかについては、昨年度までは道路清掃車などを使いながら清掃とかもやっていたんですけども、なので基本的にはこの委託にはその清掃という意味では入ってはいないんですが、当然、除草作業とかが基本的に入っていますので、そのときに一緒に清掃していただいたりはもちろんしております。

最初にありました入札の関係ですね。入札の件がありました。すみません。こちらについては指名競争入札で行っております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

じゃあ、今伺っているところだと、除草のほうですね。そういうのを含めて業者さんが自主的にここが伸びてきたから刈ろうではなくて、都市計画課のほうからこちらが伸びているのでお願いしますというような指示を出していらっしゃるって、それに対応して業者さんが剪定なり除草をするというお話になるのでしょうか。すみません、ちょっとそこを確認したいんですけども。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 現実的には、場所にももちろんよるんですけども、ある程度業者さんのほうでスケジュールを立てていただいてやっている状況もあります。それもあります。ただ、どうしても一般の方とかから苦情をいただいたりとか、そういうのがあってこの時期にやってくださいとうちのほうから指示してやっていただくこともあります。なので、その辺はちょっと両方混在しているというか、状況になっているのが実際のところですね。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。今回ちょっと私、こういうことを質問させていただいたのは、視察でこの前、住井すゑさんのお宅に伺って、随分木が切られていました。沼が見えるようにという

ことでそれは切ってあったんですけれども、その中で桜の木が何本か残っていて、かなり詰めて切って剪定してあったんですね。それによって下のほうから枝葉が出てきて、やはりそれが出ると病気になってしまうということでちょっと大変だというお話も伺ったことがあったので今回質問させていただいたんですけれども、それでちょっと街路樹の勉強もしたんですが、やはり今、予算的なこともあってかなり剪定を詰めて切るところが多いというふうになっていて、それが街路樹を駄目にするというようなことも本の中に書いてあったんですね。

今、日常の調査というのがやっぱり大事だと。日常の調査、だから委託のやり方も一括管理委託方式というのを江戸川区なんかではやっていて、もう日常的にその任された路線なり場所はその委託業者が見ながら、いつ剪定したらいいのか、いつ除草したらいいのかということも含めて、一番そこを見ていらっしゃる方が分かっているわけですから、そういった委託方式をしている。また、剪定に関しても業者さんももちろんプロでいらっしゃるから分かってはいらっしゃるんでしょうけれども、年に何回かそういう業者さんを集めて剪定の勉強会をやったりとかというふうに今書いてあったものですから、そういうものも含めてちょっと、ごめんなさい、もう理屈っぽくなってしまいましたけれども、やっぱり市民からよく私たちが言われるのは、あそこに本当に草が伸びているなとか、木が伸びているねという苦情が結構多いんですね。それをお伝えするわけですが、本当ならばそう言われる前にいつも快適な空間である公園であったり歩道であったりというのが理想的なので、そこら辺のところはもう少し何とかならないかなというのはいちよとふだん感じているところなので、すみません、質問させていただきましたが、何かお考えがありましたら。すみません。

○藤田委員長 答弁を求めるとのことですね。（「はい」の声あり）

建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 もちろん皆さん、周りの方からこう言われる前に剪定なり除草なり、いろいろして、きれいな状態を保つというのがもちろん理想的だとは思いますが、ただ、やはり予算的なもの話にも関わってきてしまうんですけれども、回数とかも限られてきていますので、どうしてもやる回数によってはやはり、言葉は悪いですが、ある程度になって刈って、ある程度になって刈ってというような状況があります。

ただ、おっしゃられることは分かりますので、先ほど言われたような管理の日常点検とか、ほかのところの状況とかも少し勉強させていただいて、今後ちょっと検討していきたいと思えます。以上です。

○藤田委員長 以上をもって、建設部所管についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

午後1時49分休憩

午後1時57分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

認定第1号令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部、内藤です。よろしくお願ひいたします。

国民健康保険事業特別会計の令和2年度の決算について御説明いたします。

国民健康保険制度は、大規模改革により、平成30年4月から県域化となり、令和2年度は3年度目となりました。国民健康保険特別会計の科目構成も平成30年度から大きく変わり、茨城県が財政運営の責任主体となったことから、特に歳入におきましては国庫支出金に代わり県からの支出金が大半を占めている状況です。

令和2年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入74億3,878万2,077円、歳出72億1,793万3,567円、歳入歳出差引残高2億2,084万8,510円となっております。前年度と比較して、歳入は約2億5,400万円の減、歳出は約4億7,500万円の減となっております。

国民健康保険被保険者及び世帯の状況は、令和2年度末の被保険者数は1万8,341人、世帯数は1万1,720世帯となっており、令和元年度末と比較いたしまして、被保険者数で281人の増、世帯数で3世帯の減となっております。

こうした被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大による受診控え、インフルエンザ等感染症罹患者数の減少により、保険給付費は51億1,142万7,803円と、前年度より約2億550万円の減となっております。

新規事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金の支給金額で19万7,569円の支出となっています。

また、国保の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金におきましても、茨城県全体の被保険者数が減少傾向になっていることから、納付額は17億4,945万5,005円と、前年度に比べ約4億6,185万円の減となっています。

続きまして、歳入の主な内容につきましては、県支出金が53億3,758万7,006円と、前年度と比較して約2億2,882万円の減となっています。

国民健康保険税は、被保険者の減少により16億3,373万9,449円と、前年度と比較して約1,226万円の減、一般会計からの繰入金は3億9,916万1,950円と、前年度対比約1,194万円の減となっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひます。加川委員。

○加川委員 それでは、私のほうから1点ほどお伺ひいたします。

国民健康保険事業、決算書の25ページにある事業かと思いますが、0101「一般被保険者に高額医療費を支給する」、こちらの治療用装具についてお伺ひします。

病院で治療に必要なコルセットやサポーターなどを事業者から購入し、現金で立替払いをする

と、後日、保険適用となり、市の窓口で7割から8割が返金されると伺いました。近年、市内の方より、それぞれ腰のコルセット20万円、膝のサポーター8万円などを病院で実費購入し、後日、窓口で手続をした方やそのままになっている方も含め、高額過ぎるのではないかという声をいただきました。実際に6万円、8万円を支払った当装具を拝見いたしました。どちらもナイロン製で、私の目から見てもドラッグストア等で販売されているものと差異は感じられませんでした。中には、1か月間使用しただけでゴムの部分が伸びてしまったものや、使いにくく必要性を感じなくなったものもあるそうです。以前、装具については他の自治体で不正請求事案があり、写真添付などを義務づけた経緯も承知しております。

牛久市において、治療用装具の適正な価格や目安などの指針、病院への注意喚起や優良メーカーの推奨等のお考えはありますか。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課、石野です。よろしく申し上げます。

治療用装具につきましては、基本的にはオーダーメイドですけれども、既製品もございまして、特に既製品の価格に対して類似の市販品と比較して高額に感じるという方がいらっしゃることは認識しております。

しかし、治療用装具は、その部材、例えば膝サポーターのマジックテープ、そういった一つ一つの部材が万が一外れて転倒する、そんなことがないように耐久性や機能面で市販品とは差があり、そのために高額になっているとお聞きしております。

また、治療用装具につきましては、医師が必要と判断し、その後専門家が作製するもので、医師や専門家でない者がその必要性や単価について検証することはなかなか困難なところがございます。

ですので、厚生労働省から義肢等補装具費支給要綱というものがあり、その中で購入費用の支給対象となる型式及び価格等の基準というものが定められております。高額な治療用装具であっても、この国が定めた基準の範囲内でのみ公費適用ということで支給のほうをさせていただいているところでございます。

ただ、先ほど加川委員のほうからあった具体的に一月で駄目になってしまったという事例、ちょっとそれは私、初耳なので、そういった事例があった場合は個別に調査、対応のほうはさせていただきたいので、市役所のほうに申し出ていただきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 私も実際、現物のほうを拝見いたしまして、1か月しか使用していない状況で既にスパンデックスが伸び切っちゃってマジックテープがつかないような状況でしたので、ぜひそのあたり、もう一度御本人にもよく確認し、ただ、また、選択の余地もなかったそうなんです。もうこれを買ってください、これをつけてくださいということで、例えば2つのメーカーのものを比較できるとか、こちらはこのような使い道があるとか、高齢の方は特に高額なものですので説明があつてしかるべきかと考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 27ページ、0101「葬祭費を支給する」、これはどのような状況の方が葬祭費用を支給されるのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 こちらは、国保の加入者がお亡くなりなられたときにお葬式代に相当する部分を支払った、普通は御家族の方が支給請求をすることができまして、その方に一律5万円の定額給付をさせていただいているものでございます。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 これは令和2年度には90件しか、この葬祭費を支給していないんですね。でも、先ほど死者が792人ということなので、その辺の乖離があるんじゃないかと思うんですが、だから今どのような人に支給するのかというふうに聞いたんです。この死者792人が全て国保加入者とは言えないまでも、90人にしか支給していないんですよ、令和2年度の統計ではね。ということは、その辺の差があまりにもあり過ぎるのでちょっとその辺を伺いたいと思います。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 申請による支給になりますので、お亡くなりになられた方から、こちらから御連絡をしているというところはないんですけれども、黒木委員が言われるようにちょっと死者の数と国保加入者の、本当にお亡くなりになられた方で国保加入者は90人しかいないのかどうかはちょっと今、私、把握していませんので、ちょっと調べたいと思います。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、担当課長のほうから説明がありましたように、申請制度であるというならば、その90件というのは申請をしなかった人もその792人の国保加入者の中にはいるというふうに理解すれば分かるんですけれども、あまりにも国保、ある一定の年齢に達しますとほとんどの人が、牛久の場合、サラリーマンの人が多くの住人であるんですけれども、それでもちょっと数字的に、申請制度というふうになるとそれはやっぱりちょっとおかしいかなというふうに思うんですね。亡くなった死亡届を出すと同時に葬祭費を出してあげるというのが筋だろうというふうに思うので、その辺の考え方。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 おっしゃることはごもっともだと思ひまして、例えば死亡届を総合窓口課のほうに出したときに、国保の方はこういう制度があるよというのを周知しているかどうかも含めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 3点お願いいたします。すみません。

歳入のほうです。11ページの保険者努力支援分ということなんですけれども、これが令和2年度はどういう状況だったかをお伺いしたいと思います。令和元年度はたしか県内で6番目ということをお伺っております。この状況、ジェネリックとか、いろいろあると思うんですけれども、

取組も含めて今の牛久市の状況をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど部長のほうからも御説明のあった事業者納付金ですね。今回出ていますが、これは激変緩和措置後の金額だと思うんですけども、激変緩和のその金額というのをお尋ねします。この措置の金額というのは前に何年か先の資料を頂いたことがあるんですが、だんだん減っていく数字になってはいるんですけども、この数字というのは今後変わる可能性があるのかどうかというところもお伺いしたいと思います。

それから、33ページの特定健診ですね。健診が出ております。委託料で2,700万円ということで出ているんですが、今年度はコロナということで、この認定資料の100ページを見ましても集団健診は4,600人が受けていたのが1,800人に減っていることに対しては、医療機関のほうは1,200人が1,400人と増えていて、やはり集団であんまりたくさんのところには行かないで医療機関で受けた方が増えているのかなという印象を受けたんですが、これ、令和2年度は22%の受診率、令和元年度は39%、コロナもあって減ってきていると思うんですが、こちらをどういうふうに受診率、コロナというのはしばらく続くと思うんですけども、どうしても健診を受けないで悪化してからということになってはいけないということで、こちら辺の取組というのはとても難しいところだとは思いますが、その辺、どういうふうに健康づくり、市民の健康のことを考えて取り組んでいかれるかというところをお伺いしたいと思います。

以上3件です。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、歳入のほう、保険者努力支援分についてなんですけれども、令和2年度の牛久市における獲得点数合計数が995点満点中の449点、得点率で言いますと45.1%、こちらは県内順位では22位となっております。ちなみに昨年度は、先ほど委員が言われましたように得点率62.3%でしたので、大幅に下がってしまいました。

こちらは令和元年度と比較して得点率が下がった主なものとしたしましては、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率、こちらで得点率がマイナス10.9ポイント、それから糖尿病等の重症化予防の取組、この実施状況についてもマイナス3.3%、また、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品、こちらの促進の取組使用割合についてマイナス18.2ポイント、それから収納率の向上に関する取組の実施状況でマイナス5.5%という結果がございまして、その結果、順位を大きく下げた状況にあります。

特定健診の受診率、それから保健指導率で得点が下がった理由につきましては、こちら、令和2年度の評価の対象といたしますのが、実績で言いますと平成29年度の実績が評価の対象になります。ですので、平成28年度の実績と比べてという内容になるんですけども、特定健診の受診率の向上がなかったこと、そして平成27年度から平成28年度、平成28年度から平成29年度の実績が2か年連続して前年度を下回ってしまったというところで、2か年連続での失点ということがございました。

それから、糖尿病の予防の重症化予防の取組なんですけれども、こちらは昨年度、前年度は得

点率が100%を獲得したんですけれども、令和2年度は事業対象者の抽出の方法や取組の手法についての評価基準を満たさなかったために得点率が66.6%になってしまったということです。

それから、後発医薬品の促進の取組使用割合につきましては、これは平成30年度の実績が評価の対象年度になるんですけれども、こちらは勸奨などの取組、こちらについては10満点の評価を受けたんですけれども、実際の使用割合、そういったものが全国平均を下回ってしまいましたので加点の評価対象とはなりませんでした。

また、最後に収納率の向上に関する取組につきましては、こちらも平成30年度の実績が評価の対象なんですけれども、平成29年度の収納率と比較しまして落ちていたために評価の対象とはなりませんでした。

続いて、2番目の激変緩和措置についてなんですけれども、山本委員がおっしゃるように既に激変緩和措置として差し引かれた金額で歳出、保険費、措置後の金額が決算の額になります。令和2年度、こちらは激変緩和措置の金額といたしましては、4億4,730万円、こちらが激変緩和措置として差し引いていただいた金額になります。

また、県の激変緩和措置の計画によりますと、令和3年度は4億2,339万4,000円、前年度比で5.3%の減、令和4年度になりますと3億9,341万1,000円、さらに前年度比で7.1%の減と、年々減っていきまして、令和5年度以降も前年度比で約5%程度ずつ減額されていきまして、令和14年度の2億4,270万7,000円の措置をもって終了という計画になってございます。

続きまして、健診の委託料、健診費用についてなんですけれども、牛久市が支払う健診費用であります健診委託料は、令和元年度と令和2年度で単価等の改定はございませんでした。したがって、健診委託料の減というものは全て健診受診者の減ということになります。

先ほどおっしゃられたとおり、集団健診の受診者が令和2年度は1,868人、前年度の4,609名から大幅減となりました。これは、感染拡大防止のために集団健診で1日に健診を受けられる受入れ件数をこれまで最大300人ぐらいは受け入れていたんですけれども、密防止ということで全体を120名に限定して行っております。その結果、集団健診の受診者数も大きく減っている状況です。

そして、その代案といたしまして、それぞれの医療機関、皆さん、通っていらっしゃる医療機関があれば、そちらの医療機関において個別受診を勸奨させていただきました。その結果、令和元年度では1,221名だった個別医療機関での受診者数が令和2年度1,439名と、200名以上増加はしたんですけれども、集団健診の大幅減少を穴埋めするには至りませんでした。コロナ禍による受診控えが大きな影響と考えております。

また、償還払い、これは契約していない市外の病院等で健診を受けた方が後日、補助金を申請してこちらからお支払いという償還払いの制度もありまして、こちらも令和2年度は68名、前年度の92名と比較するとやはり減少となっております。

受診率向上の取組といたしましては、本年度、令和3年度は引き続きはがき等で個別に医療機

関健診の受診を勧奨させていただくことに加えまして、償還払い制度があるということも周知していこうという予定でございます。その対象者は、過去に健診を受診しているけれども、今年度まだ健診を受診していない方、それからこれまで健診を受診していないけれども、レセプト等から糖尿病、高血圧、高脂血症等の慢性疾患で医療機関にかかっている方、これらの方々を抽出いたしまして健診受診を積極的に勧奨していく予定でございます。

また、健診の受診率の減少につきましては、一定の方々が毎年継続して健診を受診していただいているところなんですけれども、高齢の方々が75歳を機に後期高齢者医療制度に移行してまいりますので、健診受診者、毎年健診を受診していただいている方が国保から抜けることによる受診率の低下ということも一因としてございます。ですので、年度末年齢の40歳から60歳までの比較的若年層の方を対象として健診受診の勧奨を重点的に行っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 御丁寧にありがとうございました。

そうですね。その保険者努力支援分というところがちょっと下がってしまったというのは残念ながらことではあるんですけれども、差額通知ですね。対象品目を広げることとか、あと差額通知ですね。発送回数、増やすというようなことを前はおっしゃっていたと思います。その辺の改善というところはお考えになっているのでしょうか。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 ジェネリック医薬品使用の率を上げるために、差額通知といたしまして、お薬をジェネリック医薬品に切り替えたときにこのぐらいお安くなりますよという通知のほうは以前からさせていただいておりますけれども、令和2年度から薬の種類を11種類から20種類に増やしまして、1人当たり100円以上差額が出るものについて、それまで年3回だったものを年4回に勧奨通知の回数を増やして実施させていただいております。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません。あと、この国保加入者の中で最高額、令和2年度のかかった人、最高額、前にもう十何年前に何か3,000万円なんていう人もいたんですね。だから、そういう人がいるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいんです。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 個別の金額、医療費、お一人当たり幾らかかるというものは、ちょっと私、今手元にデータがありませんので、1人数千万円という方がいらっしゃるかどうかは今ちょっと分からない状況です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 データ的にはあることはあるんでしょう。じゃあ、後でお示しいただければと思うんです。

○藤田委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 戻りまして調査の結果、御報告したいと思います。

○藤田委員長 よろしいですね。

以上をもって、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、続きまして介護保険事業特別会計の令和2年度の決算について御説明申し上げます。

令和2年度介護保険事業特別会計決算額は、歳入総額が59億3,909万6,240円、歳出総額が54億949万212円、歳入歳出差引額が5億2,960万6,028円という状況になっております。

歳出総額は、令和元年度と比較いたしまして約1億421万円、2%の増となっております。歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が48億4,150万7,433円と、前年度より約1億9,617万円の増となっており、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費がともに増加しております。

次に、地域支援事業費においては、3億379万5,423円と、前年度より約1,697万円の増となっております。

また、基金積立金につきましては、令和元年度歳入歳出差引額より国、県等の精算を差し引いた額及び基金利子について、合計5,639万3,596円を介護給付費準備基金へ積立てをしております。

なお、令和2年3月末の65歳以上人口は2万4,764人で、高齢化率は29.24%であり、引き続き高齢化が進んでおります。また、3月末での要介護認定率は12.67%という状況となっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 それでは、1点ほどお伺いします。

決算書の75ページ、こちらの上段、0101「要介護の認定を調査する」という事業でございます。

令和2年度は全国的に介護認定の申請件数やサービスの利用控えが見られたと担当省庁が見解を示しております。当市でも「要介護の認定を調査する」というこちらの項目において70.7%と、やや執行率が低いようですが、どのような傾向が見られたか。

また、あわせて、実際に申請があった際ですが、令和2年度は高齢者への接触に慎重にならざるを得ない状況でした。施設に入所して面会制限等で継続認定が難しい方は医療機関が設けられたと把握しております。また、ほかの自治体では新規申請者は来庁ではなく、郵送申請などの特例を設け、電話による聞き取り調査で認定した例などもあったようです。

今年度上半期が終わろうとしています、猶予となった方々の申請調査も重なり、業務に追われる毎日ではないかとお察しいたします。令和2年度の認定調査状況、現在の状況も併せてお示しください。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課、宮本です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、まず令和2年度の認定調査に関しまして数字を申し上げます。新規申請が835件、更新申請が1,679件、区分変更申請が365件、合計で2,879件の申請がございました。こちら、令和元年度の合計数が2,898件でございますので、さほど申請件数に差異は見られなかったということがまず言えると思います。

とりわけ認定調査に関する御質問かと思われませんが、更新申請につきまして御説明申し上げます。昨年度は、お話がございましたように感染症のただ中でのございまして、なかなか接触をしたり、面談をしたりということが大変難しい状況がございました。したがって、更新申請に関しましては、一律12か月間みなし更新ということでその認定期間を延長するような特例がございました。したがって、認定調査の件数、先ほど申しました更新申請1,679件に対しまして、実際に調査を行いましたものが177件と、申請のありましたもののうちおよそ1割にとどまっております。こちらの件数が減りましたことによりまして、調査の費用がかからなくなったことから、全体として執行率が下がったものと考えられます。

次に、昨年状況を踏まえた今年度上半期の数字等ということかと思われさせていただきますけれども、令和3年度8月末までの数字でございますが、新規申請が337件、更新申請が956件、区分変更申請が185件、合計で1,478件となっております。5か月分でございますので、単純に5で割りまして12を掛けますと、およそ3,500件くらいの数字になってしまうかと思うんですけれども、こちらにつきましては実際に終わってみるまでどんな数字になるかは分かりませんが、先ほど御説明申し上げましたように1年繰り越したといいますが、延長しました影響が確実に今年度に出ているということで、なかなか件数多くて調査等におきましてもなかなか事務のほうが多忙を極めているというような状況でございます。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひます。黒木委員。

○黒木委員 事業別実績調書の中で質問したいと思うんですけれども、タブレットの中に入っています。103ページ、これを見ますと、密着度とか居宅、あと施設介護と、分かりやすいようになっています。この中で居宅介護者の3から5の合計人数が543人、施設介護者の合計人数が428人というふうなことになるんですけれども、その中でやはりこの居宅介護が施設介護よりも多くなっているわけですね。そうした中で、居宅介護の方には住宅改修費等が支給されるわけなんです、その改修費の種類と限度額、また、福祉用具等も購入ができるようになっておりますが、その種類と限度額についてお伺ひします。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、住宅改修につきまして、上限は20万円ですけれども、引っ越した場合や要介護区分が大きく上がった場合などには再度対象となります。その種類といたしましては、廊下やトイレなどへの手すりの取付け、床の段差の解消、滑りにくい床材への変更、和式便器から洋式便器への取替え、開き戸から引き戸への変更の5項目となっております。

次に、福祉用具につきましてですが、レンタルと購入の2つに分かれます。レンタルの場合は要介護区分に応じた支給限度額が適用されますので、御本人様が受ける他の給付と合わせた上限額となります。種類といたしましては、車椅子や歩行器、それから特殊寝台など、13品目がございいますが、要介護区分によっては御利用になれないものもございします。購入の場合は1年度で10万円が上限となります。種類といたしましては、腰かけ便座や入浴補助用具、簡易浴槽などの5品目がございします。

なお、住宅改修、福祉用具、いずれも1割、2割または3割の御本人様負担がございしますし、事前の申請手続が必要な場合もございしますので、その点申し添えます。

以上でございします。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 じゃあ、介護度に応じての種類と限度額というのは今お聞きしたとおりなんですけれども、どこかに移転したときにはその自治体でまた新たに限度額というのが発生して、そこでまた支給していただけるという一つの方法というのものもあるんですね。

それと、レンタルとか、そういうものについては、地域包括センターあたりが何というの、そのメーカーを案内してくれるとか紹介してくれるとか、そういうふうにはなっているかどうか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 大変申し訳ございませぬ。2点の御質問だったかと思ひれますが、1点目の質問につきまして改めてお聞かせください。申し訳ありません。お願いいたします。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、住宅改修費にいたしましても、この福祉用具購入費にいたしましても、例えば必要とする人がどこかに転居した場合に、その新たな自治体でまた同じような支給がされるのかどうか。もうこちらで使ってしまったんだから、あなたにはその権利はありませぬから使えませぬよという、そういうものが発生するのかどうかというのが1番目の質問です。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 1点目の御質問でございしますけれども、転出した場合には特にレンタルの場合、こちらについては一旦返却をされた上で転居されるということが多くあると思ひれますので、新たなところで借りられるものと想像はされるんですが、詳しく承知しておりませぬので、よろしければ後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

また、2点目の用具等の紹介についてですが、包括だけではなくて、もともと何か給付を受けおられる方であればケアマネジャーがついておられると思ひますので、ケアマネジャーと相談したり、御紹介いただきながら実際の用具は決めていかれるものと思ひれます。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。その辺が、聞かれてもちょっと分からなくて、すみません、ありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 私のほうからは1点だけ。実質収支を見ますと、約5億3,000万円の黒字ということなのですが、こういう実際の状況の中で介護保険料が値上げされましたね。値上げ、必要なかったんじゃないですか。なぜ、どういうことなのか、ちょっと理由を詳しくお聞かせください。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、差額ですね、5億円から数字が出ております。なかなかこれが原因である、これが理由であるというのは大変難しゅうございますが、一つにはやはり感染症による利用控え、こちらもあったものとまず思われます。

また、他の事情といたしましては、第7期において施設整備の予定があったんですけども、第7期における整備自体がちょっと遅くなった、ずれ込んだということで、利用給付の額が下がったというところもあろうかと思われます。

その中で保険料の値上げ、確かにそのとおりでございますが、こちらにつきましては御指摘のとおりかと思われますが、なかなかちょっと見込み、難しいところもございまして、先々この後、団塊の世代ですとか団塊ジュニアの問題もございしますので、何分にも御理解、御了解を賜ればと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 ちょっとなかなか納得しがたいお答えですけども、この介護保険の給付費準備基金、これは前年度に比べて若干減っておりますけれども、それでも14億4,500万円ありますよね。そして、こういうことも含めてある程度シミュレーションをしたようなことになっているんでしょうか、値上げの検討をする段階で。なかなかこれだけお金があって値上げせざるを得ないというのが、私にはちょっと理解しがたいんですが、どうでしょうか。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、計画を定めるに当たりましては、当然、審議会のほうで御審議をいただきまして、各種シミュレーションのほか、施設整備の状況あるいは高齢者の見込み等々、全て含めまして行って、御審議をいただいた上で定めておりますということでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 お願いいたします。

77ページになります。0101の施設介護サービスですね、要介護者の。こちらの今の令和

2年度現在の施設数と入居者数、そして待機者がいらっしゃれば待機者数をお願いいたします。

同じくその下の地域密着型サービス、こちらに関しても令和2年度末現在での施設数と入居者数をお願いいたします。

それから、87ページになります。一番下の生活支援体制整備事業ですね。これ、各小学校区で行われていると思います。昨年度までたしか2か所と伺っておりました。一昨年度か。令和2年度は、ごめんなさい、第2層ですね。第1層はできていて、第2層が一昨年、令和元年度は2か所と伺っていました。令和2年度はどれほど増えたのか、ちょっと小学校区をお尋ねしたいと思います。

まずはその3件、お願いいたします。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、令和2年度の施設数、入居者数、それから待機者数ということでございますが、申し訳ありません、入居者数につきましては手元にはございませんで、この場では施設数と待機者数のみのお答えとさせていただきます。申し訳ございません。

令和2年度の特養でございますが、施設数は6か所でございます。すぐ年度が明けまして5月に一応1か所できましたので、令和2年度現在で6か所ですが、程なくして1か所増えたという経緯がまずございます。待機者数につきましては、令和2年4月1日現在で延べ156名の方がいらっしゃいます。

また、グループホームのお尋ねかと思われそうですが、こちらは令和2年度は8か所ございましたが、すぐに4月1日に1か所できておりますので、こちらのほうも御紹介申し上げます。待機者数につきましては、令和2年10月16日現在の集計の数字にはなりますが、延べで56名でございます。

それから、生活支援体制整備事業に関する御質問です。第2層ということでのお尋ねかと思いますが、平成31年度は小学校区市内8か所の日常生活圏域の中で牛久第二小学校地区、それから中根小学校地区の2か所におきまして第2層協議体を設置いたしました。それから、令和2年度に牛久小学校地区、神谷小学校地区、ひたち野うしく小学校地区の3か所に設置をしております。

したがいまして、小学校の数からいきますと残りが3か所ということでございますけれども、本年、令和3年度中に岡田小学校、向台小学校、それからおくの義務教育学校地区に設置を目指しております、これで全ての日常生活圏域において第2層の協議体が設置されるという見込みでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

コロナ禍でなかなか第2層の協議体の活動も難しかったかなとは思いますが、令和2年度の活動状況、分かる範囲でお教えいただければと思います。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、第1層につきましては、昨年度2回の開催がありました。1回は書面開催になってしまいましたけれども、1回はいわゆる集合形式、対面形式での開催でございました。

また、第2層につきましては、いわゆる意見交換あるいは現状把握、それから委員同士の現状認識に関する意見交換、そういったものが行われたということで聞いております。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 介護保険給付費に関して一般論でちょっとお伺いしたいんですけれども、このうしく安心プラン21、これに基づいて、ちょっとこれを見せていただいたところ、今回この見込みよりも令和2年度の介護給付費、決算額では5,000万円ほど低くなっておりました。その理由として何があるのかというところ、執行部としてお考えを伺いたしたいと思います。

また、この中で結局、高齢者も増えてくると、あと介護給付費も増えてくる、確実に今増えてくるという中では、健全な保険制度の継続運営という形でこの中にも事業者へ適切な指導ということが書いてあります。指導、監督の充実ということがあるのですが、こういうところはコロナ禍で令和2年度はどのような事業者への指導、監督ということが行われたのかを伺いたしたいと思います。

それから、頂いた附属認定資料の中に、ごめんなさい、87ページですね。まず決算書の87ページの「地域包括支援センターを運営する」というところですね。令和2年度から2か所になって、岡田地区のほうに博慈園で行われたと思います。認定資料の104ページにその状況がいろいろ詳しく載っているんですが、ちょっとこれを見てびっくりしたんですけれども、虐待の数ですね。虐待についての相談というのが、牛久の地域包括支援センターは5件だったんですけれども、博慈園のほうは145件となっていて、ちょっと目を疑ってしまった状況なんですけど、これがどうしてこんなにこの博慈園のあちらの包括支援センターで虐待の相談が多いのか、その辺、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

それから、91ページになります。「介護サービス・介護予防サービス受給者に介護相談員派遣事業を行う」ということで、介護保険相談員の方、562万円という数字が出ております。今、介護保険相談員、何名の方がいらっしゃるのか。たしかこの方たちは施設を何か所か回って利用者の相談を受けるといってお仕事をされているかと思うのですが、今回コロナでそこら辺がどういう状況で、利用者の相談もしくは苦情のようなものを受けたのかというところをお伺いいたします。

以上です。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 ただいまの数点の御質問にお答え申し上げます。

まず、介護保険給付費の見込みが決算額と5,000万円ほど開きがあるということでございますけれども、先ほどちょっとお答えした内容とも重なりますが、やはり利用控えの影響等、あ

ったものとは思われますが、なかなかこれがこうでこの金額というものがつかみにくいものでございまして、その影響があったということは間違いはないと思うんですが、どの程度というのはなかなか難しいものがございます。申し訳ございません。

それから、保険制度の継続運営として事業者への指導、監督という御質問かと思いますが、令和2年度におきましては実際、指導に赴いたりということができておりません。令和2年度のみならず、実は令和元年度もコロナの影響が既にあったものですからできておりませんで、ここ数年、1年、2年は行えていないというのが実情でございます。

それから、虐待のお話でございます。御指摘のとおり、改めて数字を見ますと私も大変驚いておりますが、なかなかちょっとそれぞれ社協包括、博慈園包括につぶさに調査ですとか確認は、申し訳ありません、しておらないんですけれども、想像されますのは延べの数字で上げてきているのかなというのは一つ思われます。あるいはまた、その内容によって家族問題かもしれないんですけれども、虐待というその主観の部分もひょっとしたらあったかなということは思われます。

それから、相談員の御質問でございますけれども、令和2年度末におきましては4名の相談員がおりました。訪問先の施設といたしましては、特養ですとかグループホーム、感染症の影響が出る前は17か所を回っておったんですけれども、令和2年度の訪問につきましてはやはりちょっと訪問がかなわないところが多くございまして、そのうちの8施設のみとなっております。

以上でございます。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 介護保険事業者への指導、監督という意味では行われていないというお話だったんですが、そうなりますとこのプランのほうに介護給付費の適正化事業ということでケアプランのチェックとか、認定調査のチェックという数字、令和2年度の見込みが出ておりますが、こちら辺は大体予定どおり行われたのかということをお教えいただければと思います。

あと、虐待に関しては小さいものから大きいものまできっと様々あるのかと思いますが、こういう場合、もし虐待が疑われた場合の連携というものはどうなっているのかということをお伺いいたします。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、1点目の御質問につきましては、特に影響があったとか、ここがでなかつたということは聞いておりませんので、つつがなく無事に予定どおり行えたものと認識してございます。

また、2点目の虐待時の連携、こちらにつきましてはちょっと今年度のケースを含めた一般論としてお話しできればと思うんですけれども、警察から連絡がある場合、あるいは御家族、本人から連絡や相談がある場合、チャンネルルートはいろいろございますが、案件に応じまして窓口ですとか、あるいは地域包括支援センターと連携しながら、この方にとってどのようにするのが一番よいのであろうかということをお頭に置きながら連携、対応をしております。

具体的には、お話をすることでそのままというケースもございましたし、これはちょっと一つ

屋根の下に今夜は置いておけないなど、本当に危険だなどというときには一時的に特養のほうへ被害に遭われた御高齢の方を預かっていただくようなケースもございます。また、その場でお話をして大丈夫だなどということになった場合であっても、継続して包括、連携しながら定期的に訪問を行いまして、御様子いかがですかということで確認をしたり、そういったことで連携、対応をしている実情がございます。

以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。（「なし」の声あり）

以上をもって、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計の令和2年度の決算について御説明いたします。

令和2年度の決算額は、歳入歳出とも19億3,309万6,099円となっており、前年度と比較して1億8,752万7,605円、約10.7%の増加となっております。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が2億2,950万5,681円と、前年度より約1,690万円の増、広域連合等への保険料納付金は11億6,078万9,895円と、約1億7,785円の増となっております。

被保険者数につきましては、令和2年度末で1万1,919人と、前年度末1万1,501人と比較して418人増加している状況となっております。

今後も団塊の世代が全て75歳となります令和6年にかけては、引き続き被保険者数が増加する見込みとなっております。

説明は以上です。御審議よろしく願いたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。ございませんね。

以上をもって、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は15時05分といたします。

午後2時54分休憩

午後3時02分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

建設部より下水道事業会計の令和2年度決算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許可し、Side Booksに掲載いたしました。

認定第1号令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 環境経済部、山岡です。よろしくお願ひいたします。

それでは、青果市場事業特別会計の令和2年度決算概要について御説明いたします。

青果市場事業特別会計につきましては、歳入総額が販売手数料、繰入金などで1,729万円であり、歳出額は運営費などで1,553万円でした。取扱量につきましては、前年に比べ73トン減の541トン、販売金額は524万円減の9,574万円でした。当青果市場を出荷先としていた農業者の高齢化により、徐々に品目、生産量とも減少しており、販売手数料は前年比約5.2%の減となりました。

説明は以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひます。山本委員。

○山本委員 じゃあ、1点だけなんですけれども、決算特別委員会の説明資料のほうに今回、不用額を超えたというところの理由で「コロナ等によりとくとく市が実施できなかったため、会計年度任用職員が1名、3月上旬に退職した」とあるのですが、ちょっとここの辺、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。会計年度任用職員だと多分、任用期間は1年間で3月末だったのかなと思うのですが、それが3月任期を待たずに退職になったのか、そこら辺も含めてお聞かせください。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

内容として、説明資料の中で、とくとく市が開催されなかったためがまず1つ、その不用額の理由ですね。それと、会計年度任用職員が年度途中で退職をしたと。それは2つ別々の理由です。間に丸が入っているのですが、とくとく市が開催されなかったから会計年度任用職員が退職したわけではなくて……。はい。すみません。なので、すみません。申し訳ございません。書き方に問題があったのかもしれない。すみませんでした。

なので、とくとく市に関しましてはコロナ禍の影響がありまして、ぎりぎりまで開催を検討したんですけれどもできなかったの、この分は不用額として落としました。

あと、会計年度任用職員の年度途中での退職というのは、本人の年齢的なものもありまして、次の正規の職員を自分でも探していたということで、その先が決まったということで年度途中での退職を希望して退職したということです。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 とくとく市がないために辞めさせられたのかななんて思ってしまったんですけれども、違うんですね。失礼いたしました。

そうすると、今、青果市場のほうは何名の職員の体制でやっていらっしゃるのでしょうか。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

4月から再度1名補充をしまして5名で運営しておりましたが、その1人の職員も8月末で退職ということで、今現在は4名で運営しております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 とくとき市はいろいろ努力してくださって、やろう、再開しようということいろいろ考えてくださっていたというのはお聞きしていますが、結局できないまま令和2年度も終わって令和3年度に入っているんですが、今後とくとき市がこれから行われる中でその4名体制でもやっていけるといふことにはなるのでしょうか。

○藤田委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

とくとき市に関しましては、市場の職員だけではなくて、農業政策課からも職員が出て運営しておりますので、人数に関して運営ができないということにはございませんので、とくとき市が開催されるときには農業政策課の職員ですので一緒に開催したいと思っております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。（「なし」の声あり）

以上をもって、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和2年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございます。よろしく申し上げます。

下水道課所管の令和2年度牛久市下水道事業会計につきまして、決算の概要を御説明させていただきます。

下水道事業会計の収入支出予算額につきましては、収入31億9,694万7,000円、支出34億5,501万7,000円を計上いたしました。

初めに、収入でございますが、収益的収入として15億7,983万7,464円、資本的収入として11億3,138万2,650円、収入総額は27億1,122万114円で、前年の特別会計と比較いたしまして前年度比7億2,114万円の増額となっております。主な収入を申し上げますと、下水道使用料9億122万628円、国庫補助金3億2,949万円、一般会計からの繰入金5億7,364万円、企業債3億9,170万円などがございます。

次に、支出でございますが、執行済額は27億9,890万7,387円で、前年度比8億9,192万円の増で執行率は81%でございます。なお、年度内に事業完了が見込めない6億3,064万2,000円につきましては、翌年度に繰越しをさせていただいております。

収入支出とも増額となっておりますが、主な理由といたしまして、令和2年度より公営企業会計、特別会計から事業会計へ移行したことに伴いまして長期前受金戻入や減価償却費など非現金科目によるものでございます。

主な支出につきまして御説明いたします。

下水道事業費用、収益的支出におきまして、汚水管渠費として3,969万円、汚水ポンプ場費として6,760万円、流域下水道維持管理負担金として3億4,567万円を支出し、汚水管、ポンプ場施設、流域下水道の維持管理に努めました。

基本的支出におきましては、汚水管渠費として6,856万円を支出し、南1丁目の汚水管渠などの整備を、雨水管渠費として4億2,578万円を支出し、第二つつじが丘や柏田町、南4丁目の汚水管渠などの整備を、汚水ポンプ場費として2,523万円を支出し、岡見ポンプ場の電気設備改築などをそれぞれ進めました。

以上が下水道事業会計の決算の概要となります。

また、冒頭、委員長より御案内がありましたが、Side Booksに事業箇所を示します令和2年度決算位置図、下水道事業会計をお配りさせていただきますので、御参考にしていただければというふうに思います。

説明については以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 企業債について1点だけお尋ねします。令和2年度末でおよそ63億円ですか、累計であるということなのですが、その件数の内訳、何件なのかということと、それぞれの返済完了予定時期というものをお示しいただければというふうに思います。よろしく願います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

下水道事業債でございますが、ただいま石原委員のほうからもお話がありました令和2年度末時点での償還の元金としての残高ですね。こちらが69億5,655万4,887円でございます。こちらの件数なんですけれども、その都度その都度借り入れている件数ということによろしいですね。件数としましては、令和2年度末償還残として140件の借入れ件数で69億円という金額になっております。

ちなみに、借り入れている相手方としては、政府系であったり、市中銀行であったり、相手方としては6者でございます。

以上です。

ごめんなさい。答弁漏れです。よろしいですか。すみません、完了時期ですね。失礼しました。完了時期としましては、早いものでは令和3年度、令和4年度に完了するもの、令和5年度に完了するものという形でばらついていますが、早いもので令和3年度、一番遅いもので現在借り入れているもの、令和42年度が最終となります。

以上です。（「結構です」の声あり）

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 大枠の質問で恐縮ですが、下水道事業に対し、令和2年度の決算は公営企業会計方式にてお示しいただきました。導入に際しては、以前私どもに御説明いただいたものと把握しておりますが、初年度決算ということで改めてお伺いします。

公営企業会計適用により感じられるメリット、デメリット、また、導入に際し、国から交付税措置、研修等々、どのような支援があったかお示してください。

また、公営企業会計導入の際、周知、理解を深める上で市民向けに広報紙やホームページで情報発信をされた自治体もごございますが、当市の方向性はいかがですか。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 公営企業会計を導入したメリット、デメリットということでございますけれども、まずメリットとしましては、経営の状況というものをしっかり把握するという上で、固定資産という概念、減価償却という概念というものを導入して、健全な経営、この単年度、単年度ではなくて、先まで見据えた健全な経営をするために必要な財務諸表であるとか、そういうものを調製するというものがメリットでございます。

デメリットと言っているのか、ちょっとまだ始まって1年目、2年目ということもありまして、そういう意味でのデメリットとしては、財務諸表であるとか公営企業会計というものに精通した職員が非常に少ないということ、あと私も含めてですけれども、まだまだ勉強していかなければいけない、取得しなければいけない知識が多くて、今、正直、支援業務委託というものもしていますけれども、そういうものに頼らないとまだ運営自体ができていないというのが現状であるというところがデメリットと言えるのかなというふうに考えております。

市民向けの広報ということをしている自治体ということですが、牛久市としましては、公営企業会計に移行しますというような文言というのはちらっとは話していますが、それによってどれだけのメリットがあるのか、どれだけデメリットがあるのかというのを今まだ模索している途中で、1年目、2年目でどういうふうな方向性に動いていくのか、ちょっと先ほども言ったようにまだ私も勉強中というところもありまして、なかなか広報できる状況に至っていないというのが現状でございますので、今後の課題というふうに考えております。

国とかからの研修であるとか、その交付税とかという部分ですけれども、基本的には研修費用であるとか、そういう優遇というものはございません。ただ、公営企業に3万人以上の人口がいる地方自治体については、令和2年度までに公営企業法の一部適用をすることということが社会資本整備総合交付金の補助金ですね、いわゆる。そちらを受ける交付要綱の中に交付要件として載ってしまったという部分が非常に大きいというふうに考えております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 1点お願いいたします。公営企業になったということで、まだ私も本当に慣れなくてあれなんですけれども、ちょっと今回、公営企業になって監査委員からの審査報告がありますので、その中からお伺いしたいと思います。

審査報告の10ページですね。審査意見にも様々書いてあるんですが、この中で経費の回収率というのが牛久市の場合78.7%になっている。また、汚水処理原価が142.06円、この金額が、審査委員がおっしゃるには類似団体と比較して経費回収率が低くて、汚水処理原価が平

均値というふうに監査委員のほうは述べられています。この数字から担当課としてお考えになっている、感じていらっしゃる、どう感じていらっしゃるかというところをお伺いしたいと思います。

また、その後に「平成9年度以来、据え置かれている下水道使用料の料金体系の見直しを含めた収益性向上のための検討を進めていただきたい」と審査報告にはあります。この辺、今後どう進めていくかということもお伺いできればと思います。

以上、まず1件お願いいたします。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

ただいま山本委員のお話のありましたとおり、決算審査意見書の10ページ、こちらにいろいろな指標が載っております。その中で今お話をいただきました経費回収率については78.7%、汚水処理原価は142.06円という形で載っております。他の自治体との比較ということで意見をいただいているんですけども、今現時点で令和2年度としての他の自治体の数値というのが正式に公表されておられませんので、ちょっと遡って比較をしたいと思います。

ただ、令和元年度につきましては、牛久市もそうなんですけれども、各自治体、公営企業会計に移行したことに伴って打切り決算というものをしております。今までの官公庁会計でいけば、4月、5月分というのは出納整理期間として、その収入、支出というのは前の年度に持っていく。ただ、ばつと3月で切ったというのは、初年度だけどうしても公営企業会計のときは3月で切るの、そこだけが例年とずれるんですね。令和2年度以降というのは、1年目で1回3月で切っているの、それ以降、令和2年度も3月、令和3年度も3月ということで、初年度だけどうしてもずれが生じます。ほかの自治体の数値も見えますと、令和元年度でちょっとほかの過年度と違う数字、ずれが大きいというふうに捉えざるを得ない数字なので、さらに1年遡って平成30年度の数字で比較をさせていただきたいと思います。

平成30年度の数字でいきますと、牛久市が経費回収率は82.1%、近隣の市町村、龍ヶ崎、筑波、土浦、阿見、取手組合、分かる範囲で接している市町村の平均を取らせていただきました。平均値としては、牛久市82.1%に対して95.4%、汚水処理原価につきましては、牛久市が148.9円、近隣が162.9円となっております。ですから、汚水処理原価としては周りと比べるとちょっと低く抑えられているのかなという反面、経費回収率につきましては周りより低い数字となっているというふうに捉えております。

一般会計繰入金、こちらについての審査意見に対してはということですが、先ほど申しましたこの経費回収率の低さ、こちらが一般会計からの繰入れに依存をしているのではないかと、監査委員からの御意見の一因というふうになっているとこちらも真摯に受け止めておりまして、今後、繰入金をいかに抑制できるかというようなことを視野に入れながら、経費削減であるとか、そういうところにしっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

すみません。答弁漏れですね。料金の見直しという部分ですね。料金の見直しという部分につ

きましては、今お話ししましたように、一般会計からの繰入れというものに依存をしている体質を今後改めていくべきだろうという委員の意見のみならず、これは社会資本整備総合交付金、こちらの交付要綱というものがあまして、その中で令和2年度に公営企業会計に移行して、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改正の必要性に関する検証を行いなさいと示されております。裏を返すと、交付要綱ですので、5年に一度の下水道使用料の改正の必要性の検討をしないと補助金を頂けない交付要綱ですから、というふうに捉えられるということで、今後、補助金を頂いて事業を進めていく上でも5年に一度の頻度での下水道使用料の改正の必要性の検討というのは必ず必要になってくるという部分もございますので、適切な使用料というものについての検討というのを今後は5年に一度は必ずしなければいけないということでございます、もちろんそれに沿って検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 汚水処理原価を下げれば経費回収率はもちろん上がるだろうし、ただ、汚水処理原価は平成30年度を見れば牛久は本当にほかの類似団体からは低いんですが、今回のこの審査意見に書いてあるので見れば、汚水処理原価は平均となると、これを下げるとするのはなかなか難しいとなれば、やっぱり経費回収率というのを上げていくためには、先ほどおっしゃったような5年に1回の見直しというのが入ってくるかなとは思いますが、どうなんでしょうか。人口は減ってきますよね。ただ、下水処理のその区域のところを整備していけば、汚水処理人口は増えていくのか、そこら辺の見通しみたいなもの、汚水処理原価はこれから上がるのか、下がるのかということはどういうふうに捉えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島です。お答えいたします。

人口減少と整備を進めていって汚水処理人口を維持するという部分につきましては、非常になかなか厳しいものがありまして、既に整備済みの区域の中でも人口が減って行って、汚水処理人口が減っているという兆しが見え始めているんですね。ですから、やみくもに整備のエリアを広げれば人口が増えていくかということ、なかなかそうではないのかなというふうな認識をしています。

汚水処理原価を抑えるのは難しいだろうという御意見の中で、そうはいっても、例えば汚水処理原価の中の一つに維持管理費というものがあって、維持管理費の中には例えば汚水管が詰まってしまったときに高圧の機械を持ってきて洗浄等をするんですね。毎年やらせていただいていますけれども、その中の大きな要因の一つに、例えば流してはいけない基準値を超えた油であるとか、成人用のおむつであるとか、流していけないものが流されたことによって詰まってしまったというような原因、結構なウエートを占めますので、正しく使っていただく、流してはいけないものは流してはいけないんですよということを市民の皆様に認識していただくような広報活動であるとか啓発活動というものも実は汚水処理原価を抑える一つの手ではないのかというふうにも考えておりますので、そういう側面からいかにして経費を抑えるかというものにトライをして

いきたいというふうに考えています。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひそこら辺、成人のおむつというのは高齢化に伴って絶対増えてきますから、そういうところの広報をしっかりとさせていただきたいと思います。

そして、もう一つ、ちょっと企業債、さっき同僚議員からも出ましたけれども、69億円、企業債が残っているということで、今回のこの資本的収支の借入金が3億9,000万円、それに対して返済が6億8,000万円ということで、ここら辺のその金額、借りるお金と返すお金のバランスみたいなものは、一般会計の場合は大体、返すお金の範囲で借りましょうというような考え方がありますがけれども、下水道関係に関してはここら辺の借りるお金と返すお金というところの考え方というものはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

下水道事業の企業債、元金の償還額についてですけれども、近年でいきますと平成30年度、このときに元金の償還金として額として約7億4,000万円ほどを償還したものをピークに、それ以降、年々減少傾向でございます。令和2年度につきましては、先ほど委員のほうからもありましたように、借入れのほうは3億9,170万円、それに対して元金の償還額としましては6億8,600万円という形で、借入れのほうは約3億円ほど少ない形で、実はこれ、過去を見ても、ここ最近でいけばそのぐらいの推移で、平均して3億円前後ほど、元金を減らしてきてこられているということで、順調に償還を進めているというふうに判断をしております。

この償還する額と新たな借入れをする額のバランスということですが、一応、下水道事業としても償還額を超えない範囲での借入額というふうなものをベースに考えていきたいというふうには考えております。

ただ、起債、企業債につきましては、下水道事業の場合はそのとき使われている方のみではなくて、将来使われる方にも負担をしていただきましょうというような考え方も一つございます。それで事業債を活用してというふうな整備の仕方というのを昔からしているものですから、企業債の対象となるものについては今後も企業債というものを活用していきたいというふうに考えておりますし、今後、先ほどお話のあったように人口の減少であるとか、そのほかにも一つ、老朽化対策というものも非常に重要な課題となってきますので、もちろんストックマネジメント計画などを活用しまして各年度、できる限り平準化しようとは思っておりますけれども、その中でも場合によっては企業債の対象になる事業が多くて、さらにはその年どうしてもやらなければいけない改修が多いということで、借入れと償還額、借入れのほうが多いというような逆転する年もあるかもしれませんけれども、基本的には借入れの中で収められるというふうなことをベースに計画を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。あと1点だけ、すみません。資本的収支のほうですけれども、差額は出ますよね。収入が今回11億円ほどで、支出が12億円、その差が1億円になるわけですけれども、それに対してはこの留保資金というふうに9,000万円、今回書いてあるんですが、この辺の考え方というのはなるべくその差はやっぱり少なくしていきたいというところではあるのでしょうか。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

今お話のあったように、資本的支出のほうが資本的収入よりも多いということで、その差分については決算書のほうにも載せていますけれども、内部留保金で補填をしていますよという形で御説明させてもらっています。

今お話のあったように資本的収入と支出のできる限り何というんでしょう、支出がオーバーする額が少ないようにというふうに考えていきたいところではあるんですけれども、この資本的支出につきましては未来へ向けての投資といいますか、そういう部分も含んでおりますので、抑えればよいというものでもないんですね。

ですから、先ほど言ったようにストックマネジメントであるとか、今後の下水道、雨水も汚水も含めて面的な全体的な計画の中でどれだけの整備をしていくべきなのかというものは、あまりにも支出のほうが多過ぎて内部留保金で補填できないよというようなことはもちろんあってはいけませんけれども、そうならないようにしながらも、抑えればよいというわけではないというふうな考え方も一つ持って、ただ計画的に整備をしていきたいと考えています。

以上です。

○藤田委員長 以上をもって、令和2年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算に対する質疑を終結いたします。

以上で、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についての質疑は終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後、討論及び採決を行います。

再開は15時50分といたします。

午後3時33分休憩

午後3時46分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。（「なし」の声あり）

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

認定第1号は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分閉会